

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和7年3月6日（木）13：30～17：05

場所：恩賜林記念会館2階大会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、小林（富）委員、佐藤委員、
芹澤委員、高木委員、田中委員、湯本委員

<事業者>

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 依田総務課長、小宮山氏
山梨県市町村総合事務組合 金田室長
笛吹市 環境推進課 山本主幹
神鋼環境メンテナンス株式会社 和智総括責任者、森操業運転管理室員
公益財団法人山梨県環境整備事業団 新津事務局長、浅川係長
株式会社エイト日本技術開発 大谷グループマネージャー、後藤技師

<事務局>

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課
樋川課長補佐、谷内主査、伊藤副主査

1 開 会

2 議 事

議題 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
(仮称)地域振興施設整備事業に係る完了報告書」について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と完了報告書手続について

資料2 知事意見素案

事業者説明資料1 完了報告書に関する説明資料(公開資料)

事業者説明資料2 完了報告書に関する説明資料(非公開資料)

事業者説明資料3 意見整理表

1 開会

(司会 大気水質保全課 樋川課長補佐)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙中のところ、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課 樋川でございます。よろしく願いいたします。普段ですと、ここで大気水質保全課長から御挨拶を申し上げるところですが、本日は議会中ということもあり、その公務で欠席となっております。御了承願います。

続きまして、審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場7名、web参加で3名、計10名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。事前に郵送でお送りさせていただいておりますが、「次第・席次表」、「委員名簿」、「資料1 事業概要と完了報告書手続について」、「資料2 知事意見素案」、「事業者説明用資料1」、「事業者説明資料2」、「事業者説明用資料3 完了報告書意見整理表」になります。なお、事業者説明書用資料1については、追加部分がございますので、一昨日メールでデータを遅らせていただき、本日、会場の委員には、紙の資料を配布させていただきました。「造成計画平面図」等の資料になります。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料はよろしいでしょうか。

現段階では傍聴者はありませんが、途中から傍聴者が加わりました場合には、傍聴者による撮影や録音が行われておりますので御承知願います。なお、事務局でも審議会の記録のため、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いいたします。また、御発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議となることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本市議会の議長は、条例第47条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。

す。坂本会長、よろしく願いいたします。

(坂本会長)

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、議事を進行させていただきます。

案件の審査に入る前に、本審議会の運営報告について確認を願います。本審議会については、平成17年7月8日技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、「動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いて、全て公開する」、「議事録についても、発言者名を含む議事録を公開する」ということでお願いします。また、希少動植物保護の観点から一部の審議については、非公開で行います。非公開の内容に関する質疑の際には、報道関係者及び傍聴人には本会場から退場いただきます。以上、御協力をお願いします。

それでは、本題に入ります。本日の議題は、「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る完了報告書」に関するもので、まず、事業者から前回の審議会で委員の皆様からいただいた意見等に対する追加の説明を受け、質疑応答、意見交換を行います。その後、事務局から知事意見素案についての説明を受け、意見交換を行います。終了時間時刻は17時頃を予定しております。

議題 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る完了報告書」について

(坂本会長)

それでは、議題に入りたいと思います。初めに、事務局から説明をお願いします。

(事務局 谷内主査)

大気水質保全課 環境影響評価担当 谷内でございます。資料1「事業概要と完了報告書手続について」を御覧ください。本案件については、今年1月に、1回目の審議会で開催しておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、1の「事業者等について」ですが、対象となる事業は、「甲府・

峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業」で、事業者は、ごみの焼却・リサイクル施設である甲府・峡東地域ごみ処理施設が「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合」、廃棄物最終処分場が「山梨県市町村総合事務組合」、そして、地域振興施設である温泉の整備が「笛吹市」となります。

2と3については、説明を省略させていただきます。

裏面を御覧ください。「4 本件に係るスケジュール」ですが、1月23日に1回目の技術審議会を開催させていただきました。環境報告書の手続きでは、県民等が事業者に対して、環境の保全の見地から意見を言うことができますが、2月3日に事業者から「県民等から意見がなかった」との意見概要書が提出されました。また、2月に関係地域の首長である、甲府市長及び笛吹市長への意見照会を行いました。両者とも意見はありませんでした。

「5 今後の進め方について」ですが、本日の審議会の結果を踏まえ、知事意見の素案を修正し、庁内調整を図ったうえで、意見概要書が提出されてから、90日にあたる5月7日までに、事業者に対して知事意見を述べることとなります。

以上で、資料1の説明を終わります。

（坂本会長）

ありがとうございます。ただいま事務局から、この事業の内容及び手続きの経緯について御説明をいただきました。それでは、引き続き、事業者から事業説明資料1、3に基づき、公開部分に係る説明を35分程度で簡潔にお願いいたします。

（公益財団法人山梨県環境整備事業団 浅川係長）

公開資料の1ページの最終処分場の開発面積について説明させていただきます。先月の第1回審議会において、補正評価書後の変更箇所についての御質問がございまして、開発面積がどのように変更したのかをまとめさせていただきました。

ページ上の図が平成21年9月時点の造成計画平面図でございます。こちらの赤い区域が事業区域、緑色の部分が残地森林の比較をしております。平成21年当時は事業区域が約14.8ヘクタールに対し、残地森林は約3.1ヘクタールとしまして、開発面積が約11.7ヘクタールで計画しておりました。対して、下の図が平成30年11月の竣工図になりますけれども、事業区域については約13.7ヘクタール、残

地森林については、約3ヘクタールで、開発面積は約10.7ヘクタールとなり、当初の平成21年と比較しますと約1ヘクタール程開発面積が減った形となっております。また、参考として、造成緑化部は開発面積としておりました、黄色で示しました造成緑化部が約2.1ヘクタール、青色のビオトープも開発面積としておりました、約0.4ヘクタールとなっております。

(坂本会長)

まずは、ここまでについて何か御意見ございますか。

(田中委員)

私が1回目の審議会で質問したことに対する回答がありました。御回答いただきありがとうございます。示していただいた図を見ると、やはり図にして見なければわからない情報というのが結構あります。

その前に、まず、言葉の使い方を何か統一できると思います。事業区域と開発面積についてです。これは、事業区域というものが何で、開発面積といいますか、開発区域というものは何なのでしょう。この辺が、実は、山梨県の「環境影響評価手続の手引き」を見ても、いろいろな、事業実施区域や計画区域等いろいろな単語があるようなので、確かにわかりにくいのです。

私が今回聞きたいのは、ここで言っている開発面積です。改変面積ということですか。もともとの環境を弄ったところということでしょうか。

(公益財団法人山梨県環境整備事業団 浅川係長)

はい。

(田中委員)

わかりました。それは結局、絶対値として少なくなっていくものです。そして、事業区域というのは、事業者が確保して、全部を改変するかどうかは別として、いわゆる計画区域と同じですよ。多分、開発計画の敷地で、英語でいうと「ディベロップメント サイト」と同じことだと思うのですが、事業区域が変わったのは何故変わったのですか。

(公益財団法人山梨県環境整備事業団 浅川係長)

具体的に、大まかな値というのは、特に大きく何かが変わったという

ことではないです。平面図を用いて数値で表したものを比較すると、結果的に変更していたということになります。

(田中委員)

要するに、当初は何か、アバウトな計測したのだけれども、今回きちんと測って見たら、数字が違っていたという意味でしょうか。

(公益財団法人山梨県環境整備事業団 浅川係長)

そうです。また、当初はその中の埋立地が、平成21年の時は約60万㎡の埋立容量を予定しておりまして、平成30年の時は30万㎡と埋め立て容量が半分になっているので、その中の埋立地の部分の面積が変わったことによる変化があったのかなというふうに思います。

(田中委員)

アセスの対象になる事業区域が変わった場合には、それについて、議論しなければなりません。そのことによる環境に対する影響は軽微なものと言って、出さないこととしています。多分、アセスの対象になるときに事業区域というのは、変わったら、それについてまた何か議論しなければならないのではないのでしょうか。それが環境に対する影響が軽微なものというか、たいして無いとしてもです。そこは、分母として一定でないいろいろな評価がしにくいというのがありますが、まあ、実際に、こういうふうに変ったということでもわかりました。

今回は完了報告書ですから、評価書も出ているわけですね。こういう事業区域等が、どういうふうに変ったというデータが、準備書や評価書に載っているのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

補足させていただきますと、処分場の埋立容量が30万㎡と減ったのは、評価書の手続きをしている段階で確定しました。そのため、竣工図とは微妙には違う可能性があるのですが、基本的に補正評価書はこの下の竣工図とほぼ同じ図面を示しております。しかし、その中で処分場の埋立地の位置が、配置が複数案あったので、その複数案を比較しながら、補正評価書の中では、予測・評価の実施をさせていただいております。

そして、これは最終的にでき上がった竣工図という意味なので、多少縁取りのあたりで、微妙な違いが出るかもしれないのですが、基本的に同じでございます。

(田中委員)

14.8ヘクタールと13.7ヘクタールの違いですね。1ヘクタール弱ぐらい事業区域が小さくなっているということですね。どこがとか、そういうことではなく、全体的にということでした。

要はこういう改変する場所、改変しない場所の表がきちんとと数値として載ってくるのが、最初の重要なデータで、その中でどれが土地利用だとか、植生基準でそれごとに何㎡だとか、それぞれがどれぐらい減るとか、増えるとかを示したうえで、それらをハビタットとする動物の影響もどうだろうということに関わってくるので、この最初の改変区域をきちんとわかりやすく明示することが大切なことだと思いいこの前お聞きしたのです。わかりました。ありがとうございました。

(坂本会長)

この図について、他に何か御質問等ありますか。なければ事業者説明を続け続けていただきたいと思えます。お願いいたします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

続きまして、陸上植物の関連の追加の御説明をさせていただきます。この説明につきましては、前回の会議の場で、コドラートの位置のもとの植物が、どのようなものであったのかという情報がわからないという御指摘でしたので、その追加説明のために資料を御用意させていただきました。本日御用意させていただいたこの資料は、補正評価書に掲載しております、植物の事後調査の部分の抜粋でございます。植物の調査といたしましては、植物相調査、それから植生区分ごとのコドラート調査の実施をしております。そして植生調査及び植物のコドラート調査地点の位置なのですが、ビオトープのあたりを大体周辺を含めて赤丸で囲っております。下流側のビオトープには、ピンポイントで、コドラート調査地点がないのですけれども、上流側のビオトープ周辺には、N0.38、39、40、41といったような、コドラートの調査地点を設定しておりましたので、この辺りについて、追加で御説明をさせていただきます。

それと、もう1つの情報といたしまして、開発前の植生図でございます。非常に小さくて、少しわかりづらいのですが、植生図もつけさせていただいておりまして、上流側のビオトープは、水田の放棄地やオギ群落、ツルヨシ群落等が当初分布していたという状況でございます。下流のビオトープも、水田や湿性の環境であったという状況でございます。

各コドラートの調査地点の具体的な説明は、少し割愛をさせていただきまして、次のページ以降には、各群落の状況の説明と調査当時の写真を掲載させていただいております。それから資料の16ページ以降はNo.31以降のコドラートにおけます植生調査票の抜粋を示めさせていただいております。各コドラートにおいて、具体的にどのような植物相があったか、植物種があったかということの記録でございます。

それから、さらに参考資料にはなってくるのですが、28ページ以降は、調査範囲内で確認をされました植物種のリストでございます。調査は、平成19年の10月の調査から始まりまして、秋、春、初夏、夏という四季の調査を実施した結果の植物のリストでございます。簡単ではございますが、陸上植物の調査資料につきましては以上でございます。

続きまして、ビオトープの関係の説明でございます。前回の会議の中で、ビオトープの対象にした指標種の選定の理由ですとか、その考え方について、説明が足りないというような御意見・御指摘がございましたので、そのあたりを改めて御説明をさせていただきたいと思っております。これも基本的には、補正評価書掲載事項の抜粋を再構した形の資料でございます。

まず、ビオトープを選定するにあたりまして、開発区域の環境の類型化を行っております。先ほどの植生図に、少し戻って御説明をさせていただいた方が、まずはわかりやすいかとは思っております。開発前の地形といたしましては、台地状の部分、それから山と台地に挟まれた谷・沢状の部分といったような大きな地形の分けができるかと思っております。台地状の部分は、主に果樹園に活用されておりました。谷・沢部分につきましては、水田と耕作放棄地並び湿性の植物が繁茂するような植生になっていました。それから、南側には、杉植林等の樹林地があったというような状況でございます。大きくこのような環境の区分の中で、整理をさせていただいております。まずは、谷戸環境と樹林地環境と言ったような形で整理をさせていただいております。この谷戸環境の中には水田湿地と、解放された水面という意味で水田、それから樹林地の中には、クヌギ-コナラ群落を中心とした二次林と植林地と言ったような環境要素に分かれます。そして、それぞれの代表の指標種・確認種といたしましては、谷戸-水田、湿地については、カエル類。それから水路も含めまして、ゲンジボタル、魚類。それから樹林地に関しましては、テン、オオムラサキ、エビネ、それから、オオタカなどの鳥類といったようなものが代表的な種というふうに整理をさせていただいて

おります。

こうした地域の開発をするに当たりまして、環境保全措置を講じるというところで検討しております。その環境保全措置の効果を評価するために、それぞれの指標とする動物を抽出いたしまして、それぞれの動物に対するH S Iモデルを構築いたしまして、トータル ハビタット ユニットを比較評価する方法で評価をしております。まずは、ケース0といたしまして現況がどれぐらいのものであったのか。それから、ケース1といたしまして、全く何も対策をしない場合。すべて開発をしてしまって、河川は人工的な水路、法面は防災上の吹き付けの緑化のみ、造成されたような地域はアスファルト等の人工被覆といったようなものでございます。それから、いくつかケースの組み合わせを考えた環境保全措置の組み合わせがありますけれども、最も対策するものとしたしまして、ケース4ということで、付替河川は自然型水路にしまして、法面は低木の植栽をいたします。造成平坦部は低木の植栽をいたします。非改変部の樹林地以外の部分は、もともと果樹園の部分なのですけれども、この部分については高木の植栽をやることとしています。何もやらないタイプから、その組み合わせも含めて、すべてで4ケースの比較評価を行ったというものです。最終的に実施したケースは、ケース4ということで、ほぼすべての対策を実施したというものでございます。

まず、先ほどの仕様書の中で選定をしたカエル類につきましては、当時、既存のH S Iモデルがございました。ヤマアカガエルを指標といたしまして、トータル ハビタット ユニットを策定いたしました。図は、何も対策しなかった場合のケース0を100%としたときに対策を何もしなかった場合、緑色が調査範囲を含めた対象事業実施区域、プラス周辺200メートルの範囲でございます。黄色の部分の対象事業実施区域の中の範囲でございます。対応しなかった場合は、対象事業実施区域の中のトータル ハビタット ユニットが10%程度まで大きく減少するということに対して、様々な環境保全措置を実施したところ、事業実施区域内では70%程度、周辺を含めるとほぼ100%に回復するというところでございます。そのような比較評価を補正評価書の段階で実施し、最終的に環境保全措置をすべてやるということが効果的ということを判断いたしまして、実施しました。

これは最終的な評価によるH S Iの分布図でございます。緑色の濃いところが、H S Iが1、色の白い・薄いところが、実際に低いという範囲で変わっています。これがヤマアカガエルのH S Iの分布でございまして、こちらの樹林地の方が濃くて、湿地、水田跡地等のところに緑が

濃い部分が残されているといったような関係性になってございます。そして、全て改変してしまったときは、対象事業実施区域の中がほぼ真っ白になってくるという状況でございます。それに対しまして、先ほどの、考えられる保全措置を実施した場合は、林縁部に近い対象事業実施区域のところ、付替河川の多自然型護岸整備の効果も含めまして、緑色の範囲が事業実施区域の中に広がってくるということでございます。当然開発された中心の方につきましては、H S I 値はほぼゼロになってくるという状況でございます。これを面積で集計して比較評価したものが、先ほどのグラフになってまいります。これが、整備後にどのようなようであったかというところの確認といたしまして、前回お示ししたカエル類の調査のうちの、最終の令和5年の結果でございますが、上流側のビオトープ、多自然型護岸、下流側のビオトープを含めまして、ヤマアカガエルも含めたカエル類が確認されておりますので、この緑色が濃くなって、環境が保全された、代償されたということが確認されたということで、こちらの環境保全措置の効果が得られたということで考えております。ビオトープの整備効果を含めまして指標種の選定からはこのような効果方法で判断をしたということでございます。

同様にもう1つ、ゲンジボタルでも同様の手法で行っております。こちらがケース0からケース4までの比較でございます。当然何も対策をしないと、大きくトータル ハビタット ユニットは減ってくるというところでございますが、対策をいたしますと、かなりの部分で回復するということでございます。また同様に、図でお示しますと、開発前は、対象事業実施区域南側の谷部の湿地あたりは、緑色の範囲が広がっていたのですが、開発しますと当然無くなりまして、さらに護岸の改修によりまして対象事業実施区域の南側の樹林地まで、そういった環境がなくなるという評価でございました。これが多自然型護岸の整備等で、こちらの連続性も回復するということで評価をいたしまして、当然内部は回復されないのですが、周辺部で回復が見られるというところでございます。このような、補正評価書段階での判断・整理の結果と事後調査の結果を比較いたしますと、上流側ビオトープと下流側ビオトープ、その間の多自然型付替河川の護岸におきましても、確認されておりますので、ある程度、環境保全措置の効果は期待されたものがはっきりできていたというふうに考えております。

そして、付属資料といたしましては、補正評価書に掲載いたしておりました生態系のところの当該部分を、さらに抜粋という形で、参考資料として付け加えさせていただいておりまして、参考情報といたしまして

は、本日もいらっしやっていたいただいているのですが、北原先生を含めまして、このような方に御指導いただきながら、H S Iモデルの構築・評価を行ってまいりました。このあたりのH S Iモデル等の資料は、ここにまとめさせていただいております。

最後に実際にビオトープでどのような植物を植栽したかというのが、64ページ以降の資料に載せてございます。このような形で、一応もとの植生区分に対しまして、植栽を行ったところとございます。工事中或いは竣工後の写真もあわせて掲載をさせていただいております。こちらが、実際の植栽の様子です。以上が、陸上植物から生態系に關します追加の説明でございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。ただいま、事業者説明資料1についての御説明をいただきました。それでは、これから質疑応答をしていきたいと思ひます。いつものとおり、まず会場の委員から御意見をお聞きし、そのあとのweb参加の委員からの御意見をお聞きしたいと思ひます。会場の皆さんの御意見をお聞きしている間は、Web参加の方はミュートのまましばらくお待ちください。

小林(富)委員お願いします。

(小林(富)委員)

植物調査について、丁寧な資料を付けてくださいますありがとうございます。このように資料をつけてくださると、具体的なものが見えてくるわけですね。

まず、2ページの「6.1.1.1 1)」の調査項目についてです。植物相ということで、どのような植物種があるか、そして、植生ということで、どのような群落、種構成というものがあるか、この2項目をきちんと明確にすることによって、3つ目の項目の「保存すべき植物種」「保存すべき植物群落」というものが具体的に見えるということが私の考え方です。ですから、保存すべき植物種というのは、希少種だけにとらわれないと思ひます。植物相、植生を明確にすることによって、地域フローラが明らかになって、地域特性が浮き上がります。その中で、どこが大事かを考えることによって、2)の調査地域及び地点或いはコドラートをどこに設定するのか、これに関わってくるわけですね。従って、3ページの基本踏査経路と群落調査地点が非常に大事になるわけですね。私の考えでは、これは資料の後に出てくる場所ですが、タチヤナギ群落が、

この場所の特性ではないかというふうに捉えます。3ページの概要のなかでというと、この35という調査地点の近くにタチヤナギが分布しているわけです。上流ビオトープ周辺の湿地から流れ出した水が、この35地域周辺に停滞することによって、そこにタチヤナギ群落という特徴的なヤナギ群落が生育しているということもある。そして、この特徴的なヤナギ群落が消失してしまうことをビオトープで何か代償が図れないかということに関わる部分ではないかと思います。従って、この基本踏査経路の中で、35のタチヤナギ群落の周りは踏査経路が、もう少し必要になってくる。更に、コドラートは35だけでは不十分で、この近くのカチヤナギ群落をいくつか調査しないと、この地域のカチヤナギ群落の特性が明らかにならない、こういう見方をします。そのカチヤナギ群落は、資料の4ページ上でどこにあるかというのを見ていただければわかるように今回はなったわけです。上流ビオトープの上という字の1cmぐらい上にタチヤナギ群落が数ヶ所あります。この代表的な1箇所をコドラート調査しているだけなので、ここにあるかなという感じがします。そうすると、次のページの「ア） タチヤナギ群落」がどのような状況かということが非常に大事になっているわけですね。そして、時間がやや空いていて、植被率は70%その中で14ページにNo35の写真が出ています。これを見ると、非常に細いですよね。生育してどのぐらい経つかわからないのですが、非常に遅い細い株が、これはヤナギ科特有の、要するに種子がすぐ発芽するけれども、自己間引きということが起こって、芽が出てきてもなかなか生育できなかつたり、攪乱によって枯死したりする。これはヤナギが生育するところというのは、水湿地で、例えば水が、増えたり減ったりすることによって、幼樹が攪乱によって枯死してしまう状況もあるのです。そういう状況によって、この群落の状況が変わってくるわけです。ですから、この写真について、もう少しこのタチヤナギ群落を明確に把握する必要があるのではないかという気がしています。

また、これは主ではないのですが、後でヌルデやウツギを植栽することがでてくるのですが、これもヌルデ群落やウツギ群落を明確にしながら、何でここに植栽するのかということもきちんと明らかにする必要がありますかなと思います。タチヤナギ群落が、主にならないと、植物的にはこのビオトープに少し疑問符がつくのではないかと思います。ですから、20ページのNo35の植生調査表と今度は比較をするわけです。そうすると草本相に、畑地雑草が入り込むということが、明確になってくるわけです。そうすると、この調査したタチヤナギ群落は、周

辺の畑地が混生している状況ということになります。しかし、これだけでは判断できないので、あといくつかタチヤナギ群落をコドラート調査して比較することによって、明確になってくると思います。そのタチヤナギというのが、川の中でも生育する非常に水質のやはり加湿のところでも生育できる種だと思っております。しかし、ヤナギによってその特性はまちまちですから、それは明らかにしなきゃいけないです。

さらに、詳しくお話をさせてもらいますが、長くなり申し訳ないです。28ページの、資料編で、これはもうAPG分類大系になってから久しいので、これも本当は、植生調査票をAPG分類体系で書かれた方がいいのではないかと思うのですが。その番号59のところにヤナギ科があって、バッコヤナギ、カワヤナギ、イヌコリヤナギ、タチヤナギと4種が書いてあります。これらについて、事業実施区域内と外であるかにかかっていうのを、平成19、20年にここで調べているわけですがけれども、この中に、植栽に実際に使ったアカメヤナギはないのです。そうすると、植生を調べて重要なのは、水湿地だったらタチヤナギではないかと焦点を当てたとすると、植栽しているのが、カワヤナギとアカメヤナギであるっていうことに齟齬が生じているのです。そうすると、それは説明が必要ではないかという考えです。従って、まず、ビオトープを考えるときの、まず38ページの選定の箇所に、間違いがあると思うのです。私の考え方ですと、つまり、先ほど谷戸と樹林地を説明いただきましたが、樹林地に挙げているのは、植林地と二次林なのですね。そうではなくて、開発まで谷戸環境、水田湿地、水路等が消失する代償と捉えた場合には、タチヤナギ群落がここに入ってくる必要があるのです。二次林、植林地よりもタチヤナギ群落という湿地植生が、私は大事になると思います。そうしないと、ビオトープの基本的な構想が、少しねじれてくるように思います。近くにあるから、アカメヤナギとカワヤナギを植えたということで、しかも、そのアカメヤナギは、植物層調査の中で、挙げられていないわけですから、どういう根拠で、そこに生育したアカメヤナギかわかりません。更に、そのアカメヤナギというのは、マルバヤナギかフリソデヤナギか明確になっていないのです。例えば、武田神社の森の縁なんていうところは、マルバヤナギが生育するのです。これは別名、アカメヤナギといますが、大きく成長する高木なのです。これはタチヤナギとは少し違います。そして、フリソデヤナギというのは、よくネコヤナギのような形で、生け花材料として販売されているものですから、アカメヤナギを植栽したと書いてあるけれども、何を実際そこに植栽したのかわからないのです。ですから、そこを明確にしていく必

要があると思うのです。

従って、私が、申し上げたいのは、その植物層、植生を明らかにすることは、次の調査を明確にすることに繋がって、それによって具体的に特性を掴んで、それをビオトープ構想の基盤にするべきではないかと考えます。そういう形で、72ページを見ると、周辺で採取した柳を挿し穂として植栽したと書いてあるけれどもカワヤナギ10本或いはカワヤナギ10本。カワヤナギもタチヤナギ群落の中で出てこないのですね。カワヤナギは、カワという名前がついていますが、タチヤナギのように、水が増えたり、減ったりするようなどころでの生育は、苦手になるのではないかと思います。アカメヤナギはさらにです。ですから、ヤナギによって、水質の特性が異なるので、これを差し戻して植栽したことについて、少し疑問符がつきます。さらに、セキショウについて、セキショウは本来ここで分布してないのですが、セキショウを侵食防止として植栽しています。これは、植栽をしてもよいかどうかということもあるのです。この後ずっと植栽し続けておくのか、その周りを固めるためであって、これから減少させていくのか、どういうふうに移行させていくのかというのが明確ではないということがあります。ということで、私自身の意見として、タチヤナギ群落というところにもう少しポイントを置いて、それを下流のビオトープの敷地の植栽に生かすべきであって、このアカメヤナギは、植物相とか、そういう中で根拠がありませんから、そこが明らかにできない場合は、改変をしていくというような、これからの方向性が浮かび上がってくるのではないかとというふうに思います。少し長くなりましたが、丁寧にお話をさせていただくようになります。

(坂本会長)

それでは事業者の方、これについてコメント等がございましたらお願いいたします。小林委員、この後、知事意見にこの御意見をうまくはめ込まないといけないので、どの辺に含めるのか考えておいてください。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

御意見ありがとうございます。まず、調査方法、調査地点、コドラー調査地点の選定或いは調査結果の評価の方法のところまでは、これまで方法書、準備書、評価書、補正評価書を通じて、審議していただいた結果で今に至っているというふうに考えております。そうした中で、今いただいた御助言・アドバイスの中で、今後生かせるものは活用していきたいと考えております。また、今までの準備書、評価書、補正評価書

の生態系の調査・予測・評価の中で、アカメヤナギが今までそれほどクローズアップされてこなかったというところがございまして、先生の御指摘の部分については、ビオトープのところで対応、実際には、アカメヤナギを植えたということになってございます。今御説明できるのは、そのような経緯でこうなりましたというところまでで、今までの手続きの中では、議論のなかった新しい話題であったということでございます。

また、セキショウの対応等につきましては、今日は、まだお答えできない状況でございます。

(坂本会長)

はい。そういう状況なので、知事意見の中に入れとかなないと答えられないということだと思います。ですから、小林委員は、具体的な意見を入れることを考えておいてください。

田中委員お願いします。

(田中委員)

まず、前提として、今のHEPの評価の説明はどうしてされたのですか。経緯を再説明してください。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

経緯といたしましては、前回の御意見の中でビオトープの評価について、定量的ではないのではないかとというような御指摘をいただいた部分を基本に、生態系の保全対策としてビオトープを実施しておりますので、そういった形で、生態系の指標種の選定のところから御説明いたしました。

(田中委員)

HEPについては、ミゾゴイなんかでやれないのかという話もあったと思うのですが。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ミゾゴイについては、同じような形で後ほど非公開のところで御説明いたします。

(田中委員)

(補正評価書に) 掲載されているのですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。今日は今までのところの説明です。

(田中委員)

わかりました。それで、いくつか質問あります。

まず、39ページの表のヤマアカガエルです。HSI とトータル ハビタット ユニットのところで、これは他のやつもそうなのですが、全域と事業区域内というふうになっているのですが、この全域というのは、今回のこの資料の3ページの、200m枠を事業区域からプラスしたのが全域ということでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい、全域というのは、今の図で色が塗られているところの外側の囲みになっております、事業区域プラス200m周辺の地域でございます。

(田中委員)

事業区域内というのが、赤線で示された冒頭で御説明いただいた大きさが変わったという区域ということですね。わかりました。

2つ目は、ケースが、ケース0からケース4までありまして、ケース0が現状ですからいいですが、結局、ケース1からケース4の中でどれを実施されたのですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

今、ケース4という形で、多自然型護岸、植栽等をしております。

(田中委員)

わかりました。それで、ケース4でやっても、例えばヤマアカガエルを見ても、100%にはならないということですよ。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

事業区域の中だけでいいかと100%にはなりません、周辺を含めると、ほぼ100%になります。

(田中委員)

ですが、周辺という意味はさっきの単なる調査区域の意味合いで、事業区域ではないから、事業者は全くそこに責任を持ってないわけですよ。

だから、それを判断に入れるのは、少し違うと思います。追加的にプラス200mの間を保全措置した評価も入れてもいいですが、まずは事業区域での評価を明確にして、やらないといけないと思います。

そうしますと、今回は2種類やったということで、ゲンジボタルを見ると、結局100%になってない。そして、今回の事業の場合は、事業区域内にビオトープを作っているのだから、それは非常に前向きなことだとは思いますが、それを入れたとしても、その絶対的な面積は減るのだけれども、ビオトープにわざわざするわけだから、質が非常によくなるかということ、何かもう少し点数が付くか、そういうことをもう少し考えていただかないと、結局HEPをやっても、下がったままで、「はい、これです」と言ったのでは、何のためにやったのかわからないです。成功基準というのは、多分、ノー ネット ロスみたいな意味合いでやられたとは思いますが、なんとなく調査して終わりとしているみたいです。一番重要なのは、その地域の生態系なり、ハビタットの質と量が下がらないように何とか創意工夫するという、その本当の自然保護活動が一番重要であるので、その効果、それがありませんでしたというので、HEPをやってお終いというのは、少し意味がわからないです。HEPというのは、そもそもノー ネット ロスを評価するために、生まれたものなので、そこはもう少し明確にしていきたいです。ですから、ノー ネット ロスといいますか、現状の100%に全域にしても、事業区域内にしても戻っていないということなのです。

4番目は、HEPは私が日本に導入したので、その出典とかを明示していただけますか。トータル ハビタット ユニットとか、いろいろと説明されていましたが、これみんな私が作ってやっている言葉なので、いろいろな教科書に書いてありますけれども、HEPだけの教科書もありますから、それをちゃんと、こういうときは出典を明示するようにお願いします。

5番目です。これはもう公開されている話を、もう1回されているということでわかりました。

6番目です。ミゾゴイの話は、例えば、この前の話はヤマアカガエルとかそういうゲンジボタルの話があったのだけれども、どうして、もっと希少な、脆弱な種である、ミゾゴイを指標種としなかったのかというような話はあったのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

いいえ、それはありませんでした。

(田中委員)

ミゾコイでHEPをやったのではないのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ミゾゴイでもHEPはやっておりますが、後ほど非公開のところで、改めて御説明をいたします。

(田中委員)

わかりました。はい。ミゾゴイの話は、後で伺おうと思います。

(坂本会長)

事業者は、今の全体を通して何か言うことありますか。

(小林(富)委員)

もう1回確認でよろしいのでしょうか。

この公開資料については、既に評価書や補正評価書にも、載せてある内容だというお話が先ほどあったと思うのですが、もう一度確認ですが、全部載せてあるのでしょうか。資料のページ数の上に、更にページが記載されているのは、その箇所に記載がありますということだと思います。例えば、資料の6-5、30ページについては、もう既に掲載されているものだと思いますが、それが無いものについては、今回出てきた資料ととらえてよろしいのでしょうか。教えてください。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

では、まず、今の御質問にお答えさせていただきます。今回の補正評価書までの手続きの中で、全くお示ししていなかったのは、植生調査票の個票のみでございます。あとは、ページ番号が下書いてあるものは、補正評価書時点の、そのままのものでございますし、また、部分的に抜粋しているものは、その関連箇所をその資料中に、補正評価書のページをお示ししております。繰り返しますけれども、全く新しくお示したのは植生調査票の個票のみでございます。

(坂本会長)

小林委員よろしいですか。

(小林(富)委員)

もう一度お聞きしますが、資料後半のビオトープに関連して、どんな植物種をどのように植栽したということについても、既に報告書に記載していますか。

(事業者 (株)エイト日本技術開発 大谷氏)

失礼いたしました。こちらは、補正評価書以降の、実際の工事以降の作業なのでここは載せていません。

(小林(富)委員)

ありがとうございます。従って、私が先ほど言ったときに、これは全て出ていますよというような回答をいただいたのですが、そうではなくて、植生調査票とビオトープに関わっては、今回はやり意見を少し申し上げさせていただいてもよろしいかということになるので、その辺を理解ください。「全て今までに出てきたものなので、お前は何も言わなかったのではないか」ということではないと思います。そのように御理解いただきたいと思います。

(坂本会長)

前回、ビオトープに関する話が集中して、それについては新しい資料を出したということですか。

(事業者 (株)エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。そのとおりでございます。

(坂本会長)

なので、資料として出てきた限りは、そこについては別に意見を出してもいいということですよ。いずれにしても、意見についてはこちらで判断いたします。

田中委員お願いします。

(田中委員)

今の小林委員の話に関連するのですが、例えば植生調査票は、今回新たに出てきたということで、これはこの審議会に出したけれども、一般市民、県民に対する公開はどうなるのでしょうか。例えば、今回の、この議論の結果や、今後この議論が何の役に立っていくのかとか、ど

ういうふうに関に立って行くのかというのがよくわからないです。これは県に聞いたほうがいいと思います。

(事務局 大気水質保全課 樋川補佐)

事務局の樋川です。今回公表としている資料については、山梨県のホームページにて公表させていただきたいと考えています。そして、今回の委員と事業者との質疑応答の中で、さらに事業者に求めるものがあれば知事意見にしますし、事業者の説明の中で、知事意見素案として出しているものから除くということもあると思います。

(田中委員)

わかりました。その件ですけれども、まさにさっきの流れ、事務局から説明のあった今回の手続きの流れで、知事意見が最後になっているのですが、知事意見を作ったらおしまいなののでしょうか。それとも、知事意見を作って、それに対して補正の補正のようなものが出てきて、それを開示するというところでおしまいなののでしょうか。

(事務局 大気水質保全課 樋川補佐)

完了報告書を、また新たに補正するということは言えないのですけれども、当然知事意見に対する事業者の見解を示してもらいますし、それを踏まえて事業者が対応した結果については、また県に報告をしてもらい公表していくということを考えております。

(田中委員)

それは、市民、県民に公表されるということでしょうか。その辺の仕組みも、さっきの流れの中にそこまでなければ、一体何のためにやっているのかということになります。ここの中だけで議論していたって意味がない。だから、環境アセスメントですから、もう少し事業者さんも、県の方も、どういうものが最終的に開示されるのかというところが一番重要なので、そこまでを一連の流れにさせていただきたいと思います。

(坂本会長)

知事意見を出すということは、もう知事の名前ですから県の責任だということ。県は、知事意見に対する回答を事業者に求めて、その求めた結果をどのような格好で発表するかは、県の判断です。ただし、この審議会にもその経緯や事業者の対応については御報告をいただくと

いう理解でよろしいでしょうか。

はい。そういうことでわかりました。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

すみません。先ほど田中先生のお話に対して、回答できていなかったものがありましたので回答させていただきます。

田中先生のおっしゃるとおり、HEPの中ではノー ネット ロスを目指すのが、原則というか、基本ということは理解をしております。補正評価書当時或いは評価書当時は、そのような形に向けて、事業者の中で、どのようにできるかということでもいろいろ議論をさせていただいて、周辺の事業実施区域の外側にある、県に関連するような県有林とか、そういったものも、オフサイトミティゲーションというような形で、活用できるのかどうかという議論はやった経緯がございました。ただ、残念ながら、やはり少し今の枠組みの中では、事業となってしまうと、この最終処分場の事業であったり、焼却場の事業であったりというところから、どうしても拡大できないという結論になってまいりまして、オフサイトミティゲーション或いはもう少し、ミティゲーション用の用地を外部に事業用地として拡大をするということは、議論はしたのですが、残念ながら実現できなかったというところで、補正評価書の段階では、そのような形で取りまとめさせていただいております。

今日、この資料をお示ししたものは、こういった実際のモデルで、将来の予測をやって、保全措置の効果が100%にはならないという中でも、ある程度の期待ができるというところまで整理をいたしまして、それに対して、実際に事後調査をいたしまして、そこで、ハビタットが回復される場所において、対象種が確認できたというところなので、少し限界はあるのですけれども、ある程度は達成できたという趣旨で考えております。

(田中委員)

確かに今までの日本の枠組みで、ノー ネット ロスをやるとなかなか大変です。オフサイトで、事業区域外でやるというのも、いろいろな他の自治体でもいろいろトライしているけどなかなか難しいです。ただ、重要なのは、そのHEPというのは、ノー ネット ロスっていう政策があって、それをどういうふうにするのかって言って作られた仕組みです。だから、そこは結構重要で、日本はそうは言ってもそういうノー ネット ロスのような、今はネイチャーポジティブと言っていますけれど

も、ノー ネット ロスすら、まだ日本にはないのに、ネイチャーポジティブと言っていて、「何だ、それは。」という感じはしますけれども。結局、先ほどの棒グラフで、100%に至らなかったということを淡々と示せばいいだけなのですよ。それが何かHEPを使って、いかにも環境影響が、緩和されたみたいなふうには持ってくるのは、いろいろなトライアンド エラー、いろいろ創意工夫で、域外のこともトライしたけれどもだめだったと、そういうことも大変すばらしいことだとは思いますが、ただ、現実には、定量的に、生物学的に評価したら、保全すべきハビタットは保全できないとか、どれぐらい減少するというのを淡々とアセス書に書くべき、そのことを言っています。かならずしも、ノー ネット ロスができたことを書かなければならないわけではないです。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。この図は補正評価書にも載せていますので、100%にならなかったということは明らかにさせていただけます。

(田中委員)

この図が非常にわかりやすいし、大変御丁寧に対応していただいていると思います。ありがとうございます。

(坂本会長)

湯本委員お願いします。

(湯本委員)

先ほどからヤマアカガエルの話も出ていますのでけれども、この広い地域の中に分散していたものが、ここにたまたま水域がきちんとできたということで、より見えやすくなっている部分もあるのではないかと思います。

もう1つは、カエル類の産卵期というのはある程度ずれてきます。そうすると、個体が確認されましたということ、繁殖が確認されてきちんと水域の周りに帰ってきたということが、同じ確認内容として記録されてしまいます。ですから、こういう調査をするときに、姿を見ました、声を聞きましたで、全部同じ扱いというのは少し難しいのではないかと思います。つまり、産卵が確認されて、ある程度の時期を過ぎて、上陸して初めて繁殖が成功しているわけでありまして、声を聞いたから、これで成功しましたっていう判断にはならないと思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ありがとうございます。全くおっしゃるとおりでして、今回の調査につきましては、令和元年から令和5年までの5年間、4月上旬ぐらいの産卵期から、6月末まで調査をしておりますので、当然産卵と、幼生がおたまじゃくしのグループ、それから成体のそれぞれを確認して、5年間やっておりますので、ある程度定着をしているというふうには考えております。

(坂本会長)

湯本委員よろしいですか。

何か足りなければ知事意見で求めようと思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

すみません。それは、完了報告書でも、前回審議会の資料でも御説明した内容となっておりますので、御確認いただければと思います。

(湯本委員)

ヤマアカガエルの幼生の数というのは、私もその解釈でよろしいかと思えます。見にくいかもしれませんが、アマガエル、モリアオガエル、シュレーゲルアオガエルについて繁殖が確認できないときは、カエル類が定着したというのは、やはり言い過ぎだと思えます。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ヤマアカガエルを指標種としております。

(湯本委員)

それはわかるのですが、カエル類がたくさん確認されていて、回復されて、よかったということにはならないということです。

(坂本会長)

どうしましょう。知事意見の中で表現できるようにして、それがあれば事業者も回答を考えることができると思いますので、知事意見に書けないのであれば、アドバイスということになるかと思えます。

北原委員お願いします。

(北原委員)

詳しい説明ありがとうございました。私の勉強不足で、しっかり読み込んでこなくて申し訳なかったのですが、今日この会場で、72ページのところにビオトープの植栽の図が出ています。それで、これを見たときに思ったのですが、樹種は5種、そして本数が書いてあって、図を見ると印の違いがおそらく樹種の違いを表していると思うのですが、例えば、クヌギ、コナラ、シラカシ、ケヤキ、エノキと結構植えている感じはします。しかし、これでは、上手くないところがあります。というのは、樹種によって光の要求特性とその力がそれぞれ違うので、もちろん光に対する競争が生じてきます。ですから、これから年月が経っていくと、全部が一斉に成長して、混植したような林ができるわけではありません。何が言いたいかという、例えば、クヌギと、エノキを混植すると、クヌギがより陰樹的で、エノキにはすごい選光性があります。ですから、これを踏まえて植えたときに最終的にどうなるのか。エノキは、いわゆるパイオニアなので明るいとこで成長します。ところが、クヌギはより陰樹なので、最終的にエノキが枯れてクヌギだけ残ることになります。ですから、この植栽するときは、植物の競争特性をよく考えたうえで植栽しないと、理想としていた林ができません。しかもシラカバやケヤキも入っているので、一体その辺がどうなってしまうのか、将来的にわかりません。これはもう植えてしまったわけですよ。ですから、今後のビオトープの管理に関わってくると思いますが、ここ数年のうちにはもちろん変化はないと思いますが、少なくとも10年以上経つてくると、成長する木と枯れてくる木が出てきますから、今後の状況を見ていってください。

私はどうしてそのようなことを知っているのかという、このHEP関わった小林君が私の研究所に居て、長坂でずっとオオムラサキの研究をしていました。そこで長坂で、オオムラサキの保護林を作ろうとクヌギとエノキを混植したのです。そうしたところ、10年以上経ったときに、真ん中に植えたエノキがみんな枯れてしまって、クヌギだけになってしまいました。オオムラサキというのは、幼虫がエノキを食べて、成虫がクヌギの樹液を吸うということで、オオムラサキが育つには両者がなければならぬということで植栽したのです。そのなかで、このようなことがわかったので、この植栽と言ってもただ植えればよいというものではなくて、その辺を考えてやらないと、理想とした林はでてこないということです。これは意見というか、今後のビオトープのところでは生かして行っていただきたいということです。

(坂本会長)

ありがとうございました。アドバイスの要素が多かったと思いますけれども、何か具体的にやってもらうようなことがあったら、また知事意見の中に組み込みたいと思います。

事業者は何かコメントありますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ありません。

(坂本会長)

それでは、会場の委員の意見は出尽くしたということで、Web参加の委員は、何か質問等がございますか。

岩田委員お願いします。

(岩田委員)

ビオトープのHEP等による評価のところでお聞きしたいのですが、これは事後調査の結果であったり、事前調査の結果を、例えばヤマアカガエルでしたら、ヤマアカガエルの分布状況などを、含めてモデルを構築し、評価を行っているのでしょうか。或いは、事業前のハビタットの累計のデータのみから予測をして、その予測結果を記載しているのか。その点がわからなかったので教えていただければと思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

御説明いたします。簡単にお答えしますと、まず、これはすべて事業前の現地調査結果に基づいて、ハビタットのモデルに入力をいたしまして、開発の影響を予測し、保全措置による開発の効果を予測したという形でございます。こちらがヤマアカガエルでのハビタットモデル、HSIモデルになっておりまして、当時先行して、行っておりましたものをベースに、一部こちらの現地調査の結果の状況等に合わせて調整したものとなっております、事前の開発による保全措置の計画の評価のために、作った資料でございます。

(岩田委員)

わかりました。そうしますと、これは評価書の中に書き込まれるよう

な内容で、この事業が実施されて、かつ事後調査も行われているような段階では、予測結果どおりの結果が得られているのか、或いは、より異なった結果が出ているのかというようなことを評価して、この事業の報告といえますか、事業前後での結果を報告するのではないかというふうに考えていたのですけれども。これは評価書に書き込むような内容の追加の情報提供という解釈でよろしいでしょうか。

（事業者 （株）エイト日本技術開発 大谷氏）

おっしゃっていただいたとおり、この辺りの検討は、補正評価書のところでお示しをさせていただきました。今回御説明したかったのは、こちらに対して実際に、施工後、或いは環境保全措置の実施後ですね、当初予測したところで、ハビタットの回復されるエリアで実際にカエル類や魚類が確認されていますというところで、おっしゃっていただいたとおり、評価書で予測・評価した内容の検証という形で、この資料はまとめさせていただきます。

（岩田委員）

わかりました。そうしますと、例えば、今（41ページ）の図4のところが大事なところであったりするのかというふうに思ったわけなのですが、その予測されるハビタットの保全がなされた場合に、実際にどの程度の効果が発揮されているのかというのが、そのポイントをプロットするだけでは、いまいち事業前後での動物・植物種の変化を評価することが困難だと思われるので、少し、ここの解釈が私には理解が難しく思ったところです。

（事業者 （株）エイト日本技術開発 大谷氏）

そうですね。おっしゃっていただいたのは、おそらく、今の環境の状況を面的に、すべて評価をいたしまして、ここで実際のトータル ハビタット ユニットを定量的に比較・評価するのが望ましいのではないかという御指摘かと受け取りました。ただ、すみません。ちょっと今回の事後調査の中では、具体的な指標種というものをあらかじめ絞り込んで調査をしておりますので、面的にすべて調査をかけて、すべての植生の最新情報を更新して評価をするという手法はやっておりません。

（岩田委員）

承知しました。そうしますとHEPやその他の解析の結果を、事後調

査の結果と一部突き合わせながら確認をしたという解釈でよろしいでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)
はい。そのとおりでございます。

(坂本会長)
多分、岩田委員が言いたいのは、そのあとどうするのかということで、そういうことも考えてくださいということだと思います。
田中委員お願いします。

(田中委員)
今やってないとのことだったのですが、当初の開発前に、一応どこから借りてきたのかもしれない、そのH S Iモデルは事業開発区域の全域でやっておりますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)
これはやっています。全域を、先ほどお示しした植生図の区分ですとか、いろいろな当時の現地調査の結果を基本に、平成19年、20年度の調査結果を基本に、面的にやっております。

(田中委員)
それでは、やっていないと言ったのは何ですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)
それは最新の開発後の面的な環境調査、植生調査ですとか、そういったことをやっていなくて、面的な評価をやっておりません。

(田中委員)
土地利用区分だとか、植生区分図が、時間が経って変わっているかもしれないですね。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)
現在の評価はやってないという意味でございます。

(田中委員)

でもそれは、今のアセス制度ではやらないでしょ。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。なので、その指標種を調べる、抽出して、指標種の分布を指標として評価をするというふうに考えております。

(坂本会長)

私の理解では、評価書の段階では、ビオトープらしいものの計画は、まだできていなかったの、それができた現在の段階で、やっと比べられるようになったということです。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

比べられるというのは、ヤマアカガエルがいるとか或いはそういった指標種が住んでいるかどうかということとはできます。しかし、多面的に、定量的に比べるのはちょっと今、困難ということでございます。

(田中委員)

それはもう準備書段階でやっているとのことでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

おっしゃるとおりで、これを再度、HSIモデルの最新の検証はやってない、トータル ハビタット ユニットの最新の検証はやってないということでございます。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

すみません。公開資料で追加の資料を御用意させていただきましたので、その点を御説明させていただければと思います。

地盤沈下或いは地下水の変動に関する追加の資料でございます。完了報告書では、補正評価書に掲載していた、地下水の対策として、地下水深度以下を掘削しないことを、環境配慮事項として記載をしていたのですが、実際は工事着工段階で、やはりこういったもともと沢地、湿地の地盤ですので、軟弱地盤が多く分布しているというところで地盤改良がどうしても処分場の安定性のために必要だということが明らかになっ

てきました。こちらは種々の地盤改良を施工した区域でございます。実際には、そういった地下水の深度より深いところまで地盤改良を実施しております。ただ、その際には、この地盤改良実施区域の下流側、最終処分場の下流側の1箇所と、事業実施区域の最下流の1点の、計2点に地下水観測の井戸を設置いたしまして、地盤改良工事中に地下水の異常な変動がないことを確認しながら調査をしております。調査時期による多少の変動はあるのですが、著しく地下水位が低下しているといったことは確認されておりませんので、こういった地下水の変動はないことを確認しながら、地盤の安定のための改良を行ったというところの完了報告書のこの部分については、訂正をさせていただきたいと考えております。

(坂本会長)

この資料を今日出していただいて、関連するのは訂正ということですね。委員の皆さん、これについて意見等ありますか。

よろしければ、公開の部分を終わらしまして、これから非公開の審議に行きたいと思いますが、傍聴の方いらっしゃいますか。

では、傍聴の方はいらっしゃらないので非公開の審議をこのまま進めさせていただきますと思います。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

ここで一応、確認なのですけれど。完了報告書の書き方なのですが、審議会の指摘がありました。それに対して事業者が、この程度のやりとりでは、大丈夫であるという感覚で文書を作ると思うのですけれども、非公開部分はどういうふうに出ていくのでしょうか。細かいところはいいのだけれど、非公開部分の内容を簡単に説明したようなものは、公開されるのか、これは事務局への質問です。非公開部分の概要はどのように一般の方に伝わるのか。それによって事業者の方も書き方が変わってくるのかと思っております。全く出ていかないということでしょうか。概要も含めて、全く、この審議会以外の人には出ていかないのですか。検討しますか。

ある程度出ていくということが前提でしたら、事業者の方は、まず、

結果はこういうふうになりました。この結果については、この審議会、他の専門家、このような意見でした。それから、これに対してはそのとおりだと思うのだけれども、全体を見ればこういうことがあるから、仕方ないから、何かしなければならぬみたいな事業者の見解を書くのではないかと思います。委員の指摘と、事業者の見解を両方書くようなことで、書いて公開するしかないのかと思うのですが、どうしますか。

(事務局 大気水質保全課 樋川課長補佐)

完了報告書の非公開部分については、当然公表されないわけですが、当然非公開の部分で審議がされたものについて、必要があれば、知事意見として述べていくこととなりますし、それに対する事業者の見解である対応についても、やはり公表できるもの、知事意見に対する意見がどうしても公表しなければならないので、非公開情報を除いたものについては公表していくこととなります。希少種の位置であるとかそういったものについては、県には報告をもらいますけれども、それは公表しないという取り扱いとなります。

(坂本会長)

事業者はいかがですか、非公開の情報を何らかの格好で、公開されるべきなのですが、今の話だと、オオタカについてはこんな結果になりました、この委員会の専門家は、これは明らかに減っているという内容で、事業者側の専門家は、それと別の意見でした。というのがあれば書きますし、或いは、そういう御意見もございますけれど、事業の性格に鑑みてそれか周辺の特性に鑑みて、この変化というのが、事業者としては継続できるものだと考えていますということでしょうか。少しお考えいただきます。こちらは非公開の部分も意見が言えるので、そういうことから、減っていると考えています。一応そういうことをお願いします。

佐藤委員、知事意見に非公開部分を含めて何かそういうことを要求するようなことを書く方向で知事意見の文章を改めて見ていただきたいと思えます。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

佐藤先生の質問にお答えをさせていただきます。HS Iモデルの中身の中で、沢等の水面を入れなかったという理由について、少し御説明をさせていただきます。今こちらで、HS Iモデルですが、大きく2つ、

繁殖の空間の特性と、餌を採る空間の特性というところで大きく分けて、ここでツリー状に分岐して行ってございます。基本的には、この中では、レーンがどのように運行しているかというところに、最終的に取りまとめて、この場合、沢が線状の細い沢しかなかったものですから、面積的に計上するのは少し困難であったということで、そこは省略をさせていただいております。地形の勾配ですとか、営巣林の植生或いは土壌動物の生息環境等も植生の面々の分布で検討判断をしております。また、そういった面積の指標で最終的に整理をさせていただいたので、川の流れ、水路の流れというのは、省略させていただいたというところでございます。

(坂本会長)

これについて、まず知事意見に入ってきたら対応できますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

いいえ、これはもう補正評価書で判断をさせていただいていたところのものなので、ここを知事意見でとなると、そこからのやり直しになってしまうので、現実的ではないかなという気はしております。

(坂本会長)

佐藤委員これについていかがでしょうか。

(佐藤委員)

先ほど説明を伺いましたけれども、私個人的にもミゾゴイの研究をやっておりまして、ミゾゴイの生息地を何年も足を運んで、知っているのですけれども、やっぱり水系全部を無視してやるというのは、ほとんど理解できないです。申し訳ないです。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

すみません。無視というところではなくてですね・・・

(佐藤委員)

そこに水が流れている沢か、枯れている沢かということは、非常に重要なことだと思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

わかりました。そこについて説明させていただきます。まず、そこは土壌動物の量とか、そういったところで、代替をさせていただいているという式でございます。

(坂本会長)

はい。また、知事意見に書き込むかもしれませんが、そしたらその中で代替とした理由みたいなものをお聞きするかもしれません。

田中委員お願いします。

(田中委員)

今までの議論にも関わるのですが、僕の頭の中が、ごちゃごちゃになってしまったのですが、今日は、今までの補正評価書までにやられたことを、前回の審議会の中で、こういうところがもう少しよくわからないというので、丁寧にそこだけ抽出して説明いただいたということでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。

(田中委員)

であるとともに、今後、この完了報告書に対してどういう、コメントが県からあるかという、知事意見を抽出する会ですよ。そして、その知事意見は、もう終わっている準備書とか評価書に対して今更何か言っても、どうしようもないというのが、まず大前提としてあるのですが、何かその辺の議論がずっと混じっているような気がします。完了報告書は、例えば山梨県の手引きに書いてありますけれども、事業完了報告書は原則として1回ですよ、ただし、自然環境の回復状況等については、事業者が設定した成功基準を達成するまで実施する。だから、結局、だから、どうだったのだと。事業をやって、保全対策もいろいろやって、そのどうだったのだというのが、ある程度、わかるタイミングで、自然環境みたいなものについては、ちゃんとやりましょうということなですよ。だから、そのときは、ビオトープだとか、いろいろなことをやられて、それが今もう結構時間が経っているのでしょうか。やり始めてから何年ぐらい経っていますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ビオトープは、丸5年、6年目です。

(田中委員)

いずれにしろそんなものですよね。だから、本当はビオトープがどうだったというのが言えるのも5年目ぐらいから少し言えるかもしれないけれど、本当は10年、20年というスパンですよね。だとすると、今の時点で、知事意見として言えるのは、補正評価書までの話ではなくて、今後のどこまで県民に公開されるのか、どうかという書類・文書それをどういうふうにしていって欲しいという議論をしないといけないのですよ。ですよ。だって、準備書や評価書のことにはもう終わってしまっているわけですから。そこが少し、なかなかおかしくなっているように思います。

(坂本会長)

ですから、多分、知事意見の中で、今後とも何とか何とかをして、それをその都度、県に報告することというくらいの意見もあってもいいように思います。

(田中委員)

そうしますと、先ほどオンラインの委員の方が言われたように、開発前の評価で終わっているのだけれども、それなりに時間が経ってきて、その開発前の評価方法でいいから、もう1回今の時点で、どうなのだという評価が本当は必要なのかもしれない。そういうものがないと、一体何を議論しているのだということになります。もう終わってしまった、公開も終わってしまった文書に対して、どうのこうの言っても仕方がないが、でもそれは基本的に、追加的な、そういうフォローアップみたいな調査は今のところやらないことになっているのですか。そこがよくわからないです。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

補正評価書の中で、事後調査計画というものを策定させていただいております。当時作ったものですが、そこでは調査を供用開始後5年程度という形で、植生がある程度安定する時期まで行うこととしています。ただ、もっと延ばせば、当然、いいとは思いますが、なかなか事業者としても、10年・15年までというのは現実的ではないので、供用5年を1つの区切りとして設定をさせていただいております。そういったと

ころがまず1点でございます。

もう1つは、本来であればすごく変なのですけれども、補正評価書と一対一でつき合わせるのであれば、生態系に限らず、様々な調査について、環境影響評価の実施段階と同等の調査をやれば、当然一対一で比較評価はできるわけです。ですが、なかなかそれには費用も非常に大きくかかりますので、事業者側としては、なかなか難しい、困難であるというところもあります。ですので、影響がおきそうなところ、あるいは影響の不確実性が大きそうなところを絞り込んで、事後調査の項目として設定をさせていただいて、比較評価をし、環境基準、大気とかその他の基準等と比較評価をして、そちらの方はある程度クリアに影響の判断というのはしやすいところではあるのですが、おっしゃる通り、生物関係のところは、なかなか目標設定の難しさ、あるいはその設定した目標に対しての評価の難しさというのは、御指摘のようにあろうかと思えます。

おっしゃるように定量評価をしているのだから、将来の定量評価をして、増減を比較できれば一番シンプルであるかとは思いますが、なかなかそこまでちょっとできていない、できなかった、予定をしていなかったというところがございます。

(田中委員)

そこは、そこまでのことは言ってない。5年と一応、言われたわけだから、0年と5年の評価のときに、今の状況がある程度調べないとわからない。だから、基準みたいな、事業を始める前の環境アセスメントで作ったHSIモデルだとか、区分とか、流域とか、種類とか、そういうものはそのまま使ったとしても、そのビフォー・アフターのデータの、アフターが今ないわけです。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

いや、今、アフターの報告をさせていただいておまして、令和元年から、ビオトープに関しては、5年間は指標種を選定して、調査をして、継続的に評価をしたというところがございます。

(田中委員)

さっきからの御説明は、補正評価書までのやつを、補正評価書からもう1回抽出して説明していただいたということと一緒に、今後というか、それ以降の話もされたのですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

先ほどのヤマアカガエル、ゲンジボタル、あるいは、今お示ししたミゾゴイなのですが、このあたりが、スクリーンでお示しをしている対象事業実施区域南側の山に設置をしているところが、この環境保全措置の効果で、生息環境を回復できると、こちらが補正評価書に掲載されているところなんです。それを、ちょっとこちらでは代表で、最終年度の令和5年の図しか載せていないのですけれど、事後調査によるヤマアカガエル、他カエル類の分布状況というところで・・・。

(田中委員)

でもそれは評価方法が違うじゃないですか。だから、そういうことを言っているのではなくて、最初に設定した評価方法の枠組みで、ビフォー・アフターを比較していないですよ。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

それはしていません。

(田中委員)

だからそれは、したほうがいいのじゃないでしょうか。特にこういうビオトープを作ったりうんぬんという、特に力を入れた部分は。全部を、さっきみたいに、大気だ、水質だと、何だかんだ全部やるということではなくて、絞ったものについては、フォローアップが必要なんじゃないでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。そうですね。フォローアップが必要というところは、手法が変わって、指標種の分布で評価をしたという考え方でさせていただいているところです。

(田中委員)

でもそれは論理的におかしいですよ。最初に成功基準を決めて、手法も決めたのだから、もちろん、やっていく間に、もっとこういう手法も必要だったとか、こういうことがあったりとかということは、もちろんあるのでしょうけれども、最初に組み立てたもので、予測・評価をしているわけですから、実際5年後どうだったのだということ、もしやるのであれば、新たなものでやるのではなくて、同じものでやらないと

いけないのではないのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

御指摘の意図はわかります。ただ、モデルを作ったのは、我々の事業者側の考え方とすると、指標種の生息環境、指標種が住んでいるかどうか、住めるかどうかというところを、定量的な手法で明らかにしたいと。明らかにして、保全措置の効果も明確にしたいというところでございまして、モデルを用いた再検証ということではなくて、そもそも住んでいたものが再び住めるようになったかを・・・。

(田中委員)

重要なのは土地、環境のポテンシャルなのです。個体の話はもちろん重要だけれど、では保全すべき個体を捕まえて、動物園かなにかで飼っていれば、それで保全したことになるのでしょうか。そういうことを言っているわけじゃないですね。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

そのとおりで、ヤマアカガエルがそこにいればいいということではなくて、ヤマアカガエルを指標として、水辺と周辺の樹林地が連続するような環境が残るということを、HSIモデルで評価し、実際にヤマアカガエルが住んでいるか住んでいないかというところで、連続・継続的に生息しているかどうかというところを判断しているという、考え方でございます。

(坂本会長)

県の方に確認ですけど、この完了報告書の書き方に関して、何かガイドラインなり、指針なりあるのですか。今の田中委員の話は、前と後で、同じ手法で比べて報告するみたいな話なのだけれども、ガイドラインなどでは、そこまで書いていないということかな。だから、多分、そこが事業者任せると、事業者としては、こういう考え方もありますよみたいなことで、評価するということなのではないでしょうか。

(事務局 大気水質保全課 樋川課長補佐)

県の規定としてあるのは、技術指針であったり、ガイドラインがあるので、そこまで細かいことは、書いてはありません。

(坂本会長)

完了報告書では、完了したらこれについて報告しろという書き方を確かしていますよね。それには、細かいことが書いてないけど、ということかな。

(田中委員)

事業者が設定した成功基準を達成するまで、完了報告しなさいと書いてあるわけだから。

(事務局 大気水質保全課 樋川課長補佐)

基本的に環境影響評価は、事業着手前の段階で、方法を決めた上で調査・予測しておりますので、事業着手までに行った調査・予測と違う方法で（事業着手後の）調査・評価して報告されるというと、本当に評価書とおりに行われたかどうか、判断できなくなります。

(坂本会長)

事業者の方から、感想でも、コメントでもありますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

補正評価書の段階で、事後調査計画を載せており、基本的にはそれに基づいて実施をしております。それは、基本的には、当時の事務局、あるいはこの審議会の中で審査を受けた結果でございますので、そこをある程度尊重してやっていくというところでございます。

ただ、御指摘のとおり、生物の成功基準については、非常に抽象的な表現をしているのでそこで解釈が分かれるというところは理解ができておりますので、ちょっとその辺の解釈について、事業者側の解釈と、審査の側の解釈のギャップは当然あるんだろうなと思いますけれども、事業者としては事業者として解釈した上で、成功基準を目指して、努力をしているというところですよ。

(田中委員)

それは、具体的に何て言う文言なのかわかりますか。そんなヘンテコなこと、認めるわけないと思います。成功基準なり、評価基準を途中で変えて評価するということは普通ありえないことです。なんらかの、すごく特別な理由があるなら別ですが。淡々と、ビフォー・アフターで同じことを、まず最低限やるというのはあると思います。

(坂本会長)

ただ、それが明確になるような書き方ではないから、計画の段階では抽象的な書き方をして、実際にやったのは、事業者の判断でやったということかな。

(田中委員)

そこまでは、書いていないということ？

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。そこまで具体的には書いていなくて・・・

(田中委員)

だから、この審議会で認められた何かがあるみたいな言い方をしたから。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

補正評価書にはしっかり書いておりました、補正評価書の8.7ページ(「8.3 影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針」)に、陸上植物・陸上動物・水生生物、それぞれについて、影響の程度の判断基準ということで書いております。中身といたしましては、陸上植物・陸上動物・水生生物それぞれについて、たとえば植物では「陸上植物に対する環境保全措置、環境配慮事項が実施され、保全すべき植物種が移植保存または現況保存され、生育状況が有効であること。」こういった文言で表現され、動物も同じように「保全すべき陸上動物種の生息環境が保全される」という形で、生息環境の保全というところを基準としています。

(田中委員)

ハビタットが保全されているかどうかを評価すること。それを、ハビタットではなくて、個体の確認調査で、見合ったことになるだろうと判断されてやった。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

繰り返しになるのですが、この地域の環境要素というのは、このように、或いは、お示ししているような形で補正評価書に記載している事項

でございます。このように類型化しました。そこで、代表的な確認種というところで、それぞれのハビタットなり生息・生育環境の指標としますというところで、ヤマアカガエルなりゲンジボタルの種を保存するというよりかは、これらの環境が、事業実施区域及び周辺に残される指標だという整理をさせていただいておりました、H S Iモデルで評価をしたということです。

(田中委員)

けれども、そのアフターの方は、それをそうしなかった。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

アフターの方は、H S Iモデルの入力条件を調査しているということではなくて、H S Iモデルの最終的な出力結果であるそれぞれの生物が、連続し継続して住んでいることを確認して、事実として確認をして、評価をしたということです。

(坂本会長)

モデルを作ったのは、その代表的な種を選ぶためにモデルを作りましたということかな。そのあと、代表的な種の話に持って行って、調べましたという理解かな。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい。そのとおりでございます。モデルはやはり幾つもの仮設・仮定が含まれていますので、事実として、その生物がそこで繁殖し、数年間で連続して確認される生息環境ということをもって、生息環境が保全されているというような評価と考えています。

(坂本会長)

わかりました。多分、モデルの方は生態系的な評価で、それが、個々の種類に下がってきてという話になっているので、この会議もそうなのですが、生態系について、県として評価をどうするかということが固まってないので、(事業が)終わった後もやってくれとは言っていないということかな。私は、そういう理解をしました。

(田中委員)

私は理解できないので、さっき言ったとおりです。

(坂本会長)

では、小林（富）先生に行っていっていいでしょうか。

Web参加の委員も合わせて、御意見があったらお願いします。

(小林（富）委員)

植物の小林ですが、ビオトープに関して、5年経過した後の報告というのはされてない。植生がどのように変化したというところについては、報告がされていない。植生というのは、生態系の中の一つの基盤であるので、環境保全対策の方針の中に、植栽地は順応的管理でというのがあって、これは間違いのないと思います。そういう中でその環境に適したかたちに洗練されてくるから。経過を見ながら、どういうふうにならぬように人為的に手を加えていったらいいかということ、を、少しずつ、やっていくということだと思います。だから、私は、今までの部分はいいと思います。

ただ、このビオトープの関係については、先ほど申したように、私もタチヤナギ群落をあれしたほうがいいという話をしたのだけれども、これはそちらの取り方で、二次林と植林地はあそこに書いたけれど、向こうの湿地の方に、それが含まれているという受け取り方もできます。そういう中で、目指す姿が具体的になっていない部分もあったので、例えば上流のビオトープについて、植生・群落は多様型で、移行帯なのだから、言い切ることはできないのだけれども、例えば、ミゾソバ群落のような、移行帯の形成を目指すとか、下流のビオトープについてはヤナギ群落のような移行帯を目指す。そのヤナギ群落が、他の植栽よりも、やはり、タチヤナギのようなそこに自然的にあったものへの移行を目指す。そういうふうな方向性を加えることは、今までのやり方でも、できると思います。

ただビオトープについてはそういう中で、すぐでき上がるものではないので、管理する何年かの中で、できる範囲をやっていって、あとは自然に戻すということが、どこかに書いてあったと思います。それまでの中で、何年間かの中で、こんな経過、それについては、目指す方向を明らかにしておけば、自然に戻していく群落はそういうミゾソバなどの湿地性の群落を目指すとかそうしておけば、違うものが例えば植林の中で出てきたとか、ヤナギだけやたら残ったとか、そういうときに、それをじゃあちょっと除いて違うものが入ってくるような方向に手を加える、そういうビオトープを少し近づけていくための方向性みたいなものは見えてくるのではないかと思います。

だからその辺は、今までこうやってきた中になかった部分だから、新たにやる中で見えてくる部分として整理していただければ、というふうに感じています。以上です。

(坂本会長)

コメントございますか。先に私のコメントですが、環境影響評価制度の中に、ビオトープを丸ごと組み込むということにはなっていないで、この審議会としても、回避、最小化をやってくれれば良いという感じで、代償がこう出てくるとは思わなかったということで、はっきり決まっていなかった。これについては、この審議会の別の機会で考えると思えますけれど、小林（富）委員の意見のようなことを、お願いとして出すことはあるかもしれません。

私がちょっと考えているのは、ビオトープに知事意見を出すのなら、影響評価とか事業とかと別立てで考えて、そういうの環境創造みたいなことを、こういうふうに資料まとめてくださいよというようなことを考えていて、それは例えば、何々が住む水辺環境を作るというようなタイトルにして、1番としては、目標を明確にする。さらに、その目標のためには、どのような条件の環境が必要かを整理する。それから3番目としては、どういう手順でやるかを整理する。4番目には、そのあとの事後の環境計画を示し、みたいなことを、ビオトープの話が出てきたら今後お願いしたいなどは思っています。

今言ったようなことは、ビオトープのガイドラン的なものがない状況で、私の中で環境創造というのは、ビオトープというのは環境影響評価とはちょっと別、環境影響評価のやり方としては、基本的に代償は認めない方向で、それ以外を出してくるなら、こういうようなことを示してください、というぐらいの流れかなと思っています。これは私の見解で、具体的な知事意見になるかはちょっとわかりませんし、このビオトープについて知事意見に書くということが適切かどうか、私にはちょっとわからないので、この環境影響評価の中の知事意見としてビオトープを書くことが適切かどうかは県に判断していただきます。

この審議会としては、こういうようなことをちゃんと明確にしてくださいというのを出すだけで、後は県と事業者の話になるということかなと思っています。

事業者は何かコメントありますか。ビオトープに関わることも、より具体的なことも知事意見として出てくることを考えていますので、知事意見が出てしまったら、まずは県との対応なので、この審議会は事後報

告ということになると思います。けれど、そのような心づもりであるということは、あらかじめ御連絡しておきたいと思います。事業者として、こんなことはできませんということがあれば、今、聞いておけば良いと思います。コメントです。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

コメントという形にとどまりますけれども、ビオトープを設置した経緯ですとか、一部植生に関しての選定がどうだったのかというのは御指摘もいただく中で、ビオトープが最善の、こういう姿が望ましいという形では成功した。今の、管理状態においては、主には侵入木とかそういったものが侵入してこない、ここを一番重視しているところでありますので、まだ、5年・6年という浅い年月で、今後はもっと大事ではないかという御意見もいただきました。現状、侵入木をメインでやっているところから、さらに発展してどうしていくかというところについては、まだ検討はしておりませんので、もし仮にそういった知事意見が出た場合については、また検討していくということしか現状では発言はできません。よろしくお願いいたします。

(坂本会長)

知事意見の中で明確に書くかもしれないというのは、初めての案件だと思いますので、事業者、コンサルさんにとっては、今後の指針、目安になるようなことで、自分達で考えていただいて、こんなこと言われてもだめだということがあればそう回答していただければ良いと思います。

他には、いかがですか。

(田中委員)

アセスで評価する対象というのは、まず、事業計画段階、計画としての事業はこういうふうにやりますよ。それが本当にそういうふうになったらどうなるというのは、今の段階は本当のアフターというか、事業が始まっている。だから、それに対して、最初に成功基準だとか評価基準を定めたのだから、それに基づいてやるのが、これは論理的、合理的に正論です。

だから、コンサルさんには、そういうことが正しい方向性であるということは、ちゃんとわかっていたいただきたいのです。それが現実的ないろいろな問題で、できないとかやりにくいとかいうのがあったとしても、

それは私は別に。ただ、そういうやり方のほうがいいのだみたいなのが、サイエンティフィック (scientific) ではない。残念ながら、山梨県に限らず、完了報告書というものの、しかもその中の自然環境をどういうふうにやればいいのかはあまりわからないところで、手探りでやっているような状況です。私もそれに遭遇したのは初めてのような気がするのですけれども、この審議会で、今までやりましたっけ。完了報告書の動植物ってありましたか。

(坂本会長)

HS I モデルを用いてというのは、初めてかもしれませんね。

(田中委員)

モデルうんぬんというよりも、そういう状況なので、現実的な話としては、本来はそういうふうに、同じように、その3つの段階をちゃんと評価するのがいいのですけれども、その3つ目の、先ほど言われた事業供用後5年目ぐらいをめどとしたやつは、それはそんな、幅広くやっても、もしかしたら無駄なところがあるから、特に重要なところ。それがもしビオトープということであれば、ビオトープに着目してちゃんとフォローアップしましょう。それは、あとは野となれ山となれではなくて、ちゃんとフォローして、報告してください、というようなことでいいのかなと私は思っています。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ありがとうございます。おっしゃるとおりだとは思いますが。ただやはり環境影響評価当時にはなかなか事業計画も具体化できてない中で、具体的な手法をそこまで、当時構築できなかったというのがありましたので、その点は委員の御指摘のとおりで、将来の評価の明確化、それに向けた調査手法の明確化というのは、事後調査した段階でしっかり、詰めていくというのが、やはり本筋、本来のことだったとは反省している部分もあるのですが、環境影響評価の中では、評価書の評価のところまでがかなり目玉になっていて、そのあとが、なかなか先行事例もなかったということもあって、ちょっと難しかった。今回のことでは、ある程度明確なものが見えてきたかなとは思っています。

(田中委員)

参考までに、代償ミティゲーションというものが、例えばアメリカと

かドイツとかヨーロッパ諸国では開発事業の前に成果を出しています。もうそこからして日本と全然違うわけです。だから、ほぼ全然違うものぐらゐの違ゐがあるところでの、同じ代償ということゐ、結構、気軽に話しているのです。そこをやっぱり認識していただきたい。

さらに、日本の制度、今の制度の限界から、環境アセスメントやったからといって環境が保全されるということではない。必ず環境は悪化していくというのゐが日本の話です。

(坂本会長)

何かコメントござゐますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

昨今、その問題意識は持っておりますが、なかなか現実的な対応として、どのように答を出していけばいいのかというのゐ、ちょっと御指導いただければと思ゐます。

(坂本会長)

一言言わせていただければ、事業者の皆さんは最先端を行こうとしているので、どんどん最先端を進んでいただきたいというようなことを、希望として考えてゐます。それでは他の委員の方からいかがですか。

(小林 (富) 委員)

あと1つ、いいですか。ビオトープは、人為的にエコトーンを作るということだと思ゐるのだけだ、そういうときの考え方として、自然に近い状態にしていきたいのだから、攪乱することが当然のことだというふうに、何て言えばいいのか、大きな水が出てビオトープが壊れることは、それは想定していいのではないかと思ゐます。

だから、結局、そう(攪乱)したら少し手を加えてやる。それをしないように石を組んだり、固めたり、違ゐものを入れたりというような、きちんとその形が維持されることではなくて、攪乱の中で生物の数が、形成されてくるというか、自然に近づいて、それが、生態系が回復していくということだと思ゐます。そういう考え方で、だから、つぶれても、変な言い方ですけど、これからだって台風が大型化しているので、あそこは、上のビオトープも下のビオトープも壊すような大きな攪乱を受けることが出てくる。

それをまた元の形に戻すかということではなくて、またそこから、あ

そこをどうしていこうということの中で、できるところを少しずつやるというのがいいのではないかと思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

おっしゃるとおりだと思います。できるだけ人為的なものは、特に上流側のビオトープは、もともとの棚田の地形の土のところをそのまま残して、そこに特にコンクリートで補強とかは全くしてない状況でございます。あそこは砂防堰堤の上流側ですので、過去に台風の影響で土砂が流入してしまって、池として作っていた水面が完全に埋まってしまったのは、ちょっとさすがに問題ということで、そこは、土砂を除去したのですが、基本的にはあまり大きな、構造的なものは入れていなくて、草刈とか先ほどの樹木の侵入管理というのを中心にやっているというようなものでございます。

(坂本会長)

わかりました。攪乱要素を入れるというのは、またちょっと難しい話だと思います。ただ、言わんとすることは、別のものになってしまっても、なくなった環境よりもいいものができたらそれはそれでこの審議会としていいので、そういう視点でも考えていただければと思います。

他に委員の方はよろしいですか。ネットの委員もよろしいですか。

それではここまでが前半ということで、4時10分まで休憩し、そのあと、もう1つの議題である知事意見の検討をさせていただきたいと思っております。利用者の皆様は、ここで退室されても結構です。また、傍聴して、参考としていただいても結構です。それでは、10分まで休憩に入ります。

<休憩>

(坂本会長)

まずは事務局から、これまでの審議会意見等を取りまとめた知事意見の素案について御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

それでは、事務局から、20分ほどになろうかと思いますけれども、時間をいただきまして、知事意見の素案について御説明させていただきます。

す。資料2 完了報告書に係る知事意見素案を御覧ください。

委員の皆様事前に送付させていただいた資料において、例えば、HS IモデルのことをHISと書いてしまった、というような誤記が幾つか見られましたので、本日お手元にお配りした資料や、スクリーンに映している資料では、その部分について、訂正させていただいておりますので、そちらの方を御覧ください。御迷惑をおかけして申し訳ございません。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。知事意見素案は、全部で11項目あります。

まず1番を御覧ください。項目は「全般的事項」で、知事意見素案は「大気汚染に関する項目の濃度や工事中河川における浮遊物質濃度について、事業実施前の値を前提とした検討がされていないため、事業実施前後の比較により、事業による影響の程度を再説明すること。」です。

こちらは、事業による影響について、予測値を下回っていたから問題がなかったとしているものがありますが、そもそも予測値が高いのではないか、事業実施前の値からどの程度値が上昇したかで評価すべきといった御意見を踏まえ、作成しました。

次に2番を御覧ください。項目は「大気汚染」で、知事意見素案は「廃棄物運搬車両の走行による大気汚染については、苦情が無いことのみで環境保全措置の再検討は不要としているが、事業実施区域内では相当の台数の各種車両が走行している。

このことから、供用後の車両走行による大気汚染への影響について、事業実施前の調査・予測結果との比較をしたうえで、定量的に説明すること。」です。

こちらは、完了報告書では「苦情の発生はなかったから」としていますが、定量的に影響を示したうえで影響がなかったことを説明すべきとの御意見を踏まえ、作成しました。

次に3番を御覧ください。項目は「水質汚濁」で、知事意見素案は「最終処分場の地下水の事後調査について、下流側のモニタリング井戸にて、上流側と比較してpH、電気伝導率、塩化物イオンの値の上昇が見られるが言及がないことから、事業の影響の有無や値の上昇が見られた原因等について説明すること。

また、実際の調査頻度、今後の事後調査計画及び公表方法を明らかにすること。」です。

こちらは、下流のモニタリング井戸で電気伝導率などの上昇が確認されますが、完了報告書に要因等についての分析・説明がないため、知事

意見として報告を求めることとしました。また、完了報告書手続以降も調査が行われるものについては、調査方法や調査結果の公表方法を報告書に記載する必要がありますが、今回の報告書にも記載がないため、これらについて、別途県へ報告と一般への公表を求める知事意見としました。

次に4番を御覧ください。項目は「植物、生態系」で、知事意見素案は「保全すべき陸上植物種について、環境保全措置の見直しの必要はないとしているが、例えばアズマイチゲやギンランの確認株数には減少傾向がみられ、将来的な消失が懸念される。

このことから、対象種の生態及び生育環境を踏まえ、移植後の生育が定常に達しているか、今後の管理の必要性は無いかなどについて追加で説明するとともに、環境保全措置の要否について改めて説明すること。

なお、モニタリングや管理を継続する場合、その結果の公表方法（公表時期・頻度、公表媒体）についても明らかにすること。」です。

こちらは、移植した植物について、当該植物の生態や生存必須条件といったことについて説明がないといった御意見や、移植地の管理が行われない場合は移植種の消失が危惧されるといった御意見を踏まえ、作成いたしました。

次に5番を御覧ください。項目は「動物、生態系」で、知事意見素案は「オオタカについて、改変域内の生育環境が消失したにもかかわらず、調査結果に基づいた根拠及び成功基準が示されていないまま、事業による影響はほとんどないとしている。

このことから、次を示したうえで事業による影響の程度を再説明し、追加の環境保全措置を検討すること。

- ①事業前後における生育環境（行動圏、採餌環境等）の変化
- ②事業の進捗に伴う巣の分布の経年変化
- ③改変区域と巣の位置（地形、距離）

また、事業による影響・変化を踏まえオオタカが今後も繁殖ができるかどうかを説明すること。その際、必要により南側（別のオオタカの縄張りか否か）の調査を行うこと。」です。

こちらは、事業による影響はほとんどないとしているが、改変によりオオタカの生育環境の消失などの影響が生じているため、影響はあったと思われるという御意見や、影響の有無について調査結果を踏まえて説明をすべきといった御意見を踏まえ、作成いたしました。

次に6番を御覧ください。項目は「動物、生態系」で、知事意見素案は「ミゾゴイについて、事業による繁殖への影響はほとんどないとして

いるが、事業実施により改変域内で生息環境が消失しており、改変区域付近では工事の途中から、新たな巣の確認がされていない。

このことから、影響がほとんど無いとする評価を見直すとともに、例えば補正評価書で影響評価したHSIモデルを用いるなどして、次の①～③について事業による影響の程度等を定量的に説明すること。

①生育環境（行動圏、採餌環境等）の事業前後での変化

②雛の数や巣の位置の経年変化

③季節や時刻、地形などを踏まえたソングポストの経年変化

そのうえで、新たな成功基準（目指すべき姿）を設定し、追加の環境保全措置の要否を示すこと。」です。

こちらも、オオタカと同様に、ミゾゴイについても、繁殖への影響はほとんどないとしているが、影響はあったと思う、という御意見を踏まえ、調査結果に基づく説明と追加の保全措置の検討を求める意見を作成しました。

なお、先ほど説明した知事意見5番と6番は、共通部分も多い似た知事意見であるため、表現の統一や、2つの意見の違いがわかるよう、再検討を行うつもりです。

次に7番を御覧ください。項目は「動物、生態系」で、知事意見素案は「オオムラサキについて、環境保全措置の効果により保全されているとしているが、根拠としている成虫の確認数はわずかであり、確認位置も保全措置として植栽したエノキから離れている。

このことから、事後調査にてオオムラサキが確認された地点の周辺環境やそこでの行動の様子など、より具体的な調査結果に基づき、オオムラサキの定着の有無及び環境保全措置の効果について説明すること。

また、必要により追加調査の実施や、環境保全措置の再検討を行うこと。」です。

こちらは、確認されたオオムラサキは、成虫が6個体と少ないことと、当該個体がなぜそこにいたか記載されておらず、オオムラサキが定着しているのか、分散してきているだけなのか判断できないといった御意見を踏まえ、作成しました。

次に8番を御覧ください。項目は「植物、動物、生態系」で、知事意見素案は「ビオトープについて、成功基準を満足しているかわからないものの、追加の保全対策を講じないとしているため、ビオトープの効果について、ビオトープが事業実施前とは異なる環境であることを前提とし、次を示したうえで成否を判断すること。

①指標種の詳細な選定理由

- ②創出した環境（植栽等）の内容及び位置
- ③事業実施前後における指標種の種数・量（個体数）の比較
- ④新たに設定した定量的な成功基準」です。

こちらは、創出したビオトープは、事業実施前とは異なる環境であることから、そのことを踏まえてどのように環境が変化したかを示したうえで、事業の影響について評価する必要がある、などといった御意見から、作成しました。

次に9番を御覧ください。項目は「植物、動物、生態系」で、知事意見素案は「ビオトープは、土砂で埋まったり、河川の氾濫にさらされやすい場所に設置されているため、その効果を維持するためには継続的な管理が必要である。

このことから、次の点に留意しながら管理計画及び事後調査計画を策定すること。

- ①ミゾゴイの生育環境としての機能
- ②カエル類による周辺の山との往来
- ③目指すべき姿を実現するための植栽計画（最適な環境、将来の生物群集の復元など）

また、環境保全措置である付替河川の多自然型護岸について、河川から小動物が抜け出せない構造であるため、改善策（追加の環境保全措置）について説明すること。」です。

こちらは、ビオトープの下に堰があったり、ビオトープが小河川の合流地点に位置していることから、ビオトープは維持管理が必要であるとの御意見や、さらなる改善を求める複数の御意見を踏まえ、作成しました。

次に10番を御覧ください。項目は「生態系」で、知事意見素案は「カエル類について、報告書の調査結果のみではビオトープにて繁殖しているのか、周辺から移動してきているだけなのか判断できない。

このことから、より長期の継続調査及び周辺の調査結果（文献等も含む）を踏まえ、環境保全措置（ビオトープ）の効果及び追加の環境保全措置の要否について検討すること。」です。

こちらは、先ほどのオオムラサキと類似の意見となりますが、事業者は「変更前と同程度の種数が確認されているため、追加的な保全対策は講じないとしており、報告書にはカエルの幼生の数が報告されていますが、これだけではカエル類への影響は評価できないとの御意見をふまえ、作成しました。

最後になります。11番を御覧ください。項目は「景観」で、知事意

見素案は「ごみ処理施設の色彩は、周辺景観から浮いており、調和していない可能性があるため、塗り分けに関する色彩の検討内容・決定経緯など、詳細な経緯が不明な点を示しながら、影響の程度を再説明すること。

また、今後、ごみ処理施設の塗り替えを行う際には、色彩の変更も検討すること。」です。

こちらは、事業者は、影響は最小化されていたと評価していますが、施設が山並みと調和していない、検討内容や検討経緯を示してほしいとの御意見を踏まえ、作成しました。

また、知事意見の最後には、「知事意見に対する検討結果・実施した再評価・保全措置は、県に報告したうえで事業者のホームページその他でも公表すること。」との意見を添えたいと考えています。

なお、お示した素案では公表時期が不明であるため、最終的な知事意見では、すでに完了報告書手続が終了している大月バイオマス発電所の知事意見を参考に、検討や実施結果について「その都度速やかに報告・公表すること」といった表現に修正したいと考えています。

以上で、知事意見の素案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(坂本会長)

ありがとうございます。今回もいくつかまとめて、審議していきたい。今、考えられるのは、1、2、3と11の景観について審議する。生物・生態系以外のところを審議する。そのあと生物の審議、4、5、6、7、そこで一旦区切って、8、9、10はビオトープという言葉が出てくるので、ここでまとめて審議することを考えています。

それでは、全般的事項、大気汚染、水質汚濁、それから景観について、まずは、皆さんに御意見をいただきます。

(石井委員)

景観は、これで大丈夫です。

(坂本会長)

わかりました。他の方で、景観について何かございますか。なければこれで大丈夫です。

1番の全般的事項について岩田委員いかがですか。

(岩田委員)

全般的事項なのかどうかはちょっとわからないですが、事業前後での比較は、この表現でよろしいかと思います。ただ、先ほど会場で議論いただいていた生物多様性の事業前後での評価というところと似たような意見、内容にはなるかとは思いますが、いずれにしましても、浮遊物質についてはこれで大丈夫です。

(坂本会長)

浮遊物質と大気汚染をあわせて1の全般的事項としたことについて、どういう考えか、事務局は説明をお願いします。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

事務局の伊藤です。まず、岩田委員から河川における浮遊物質について御意見いただいたところですが、工事前後の比較というところでは、大気汚染についても前後を踏まえた検討がされていなかったのので、併せて説明してくださいということで書いております。丁寧に説明してくださいということです。何をするというよりは、まずは説明を求めるような知事意見としています。

(坂本会長)

大気汚染と、河川の話になっています。どうでしょうか。全般的な意見としますか。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

生物のところでも、同様に前後の比較を書かせていただいています。ただし、全般的事項として生物も含んでいるつもりですが、具体的に書かないと、どう対応したらよいかわからないというところもございしますので、生態系の各意見において、前後の比較というところは書かせていただいております。やることが見えにくくなってしまうという意味で、こちらの全般事項の中身では、大気と、浮遊物質についてのみ書かせていただいています。

(坂本会長)

わかりました。生物、生態系では、またしっかり議論する予定です。

(田中委員)

全般的事項について、事業実施前後というのが、そういうくくりだっ

たから、いろいろな話がまぜこぜになってしまったのですが、前が環境アセスメントのときですよね。後は2つあって、環境アセスメントのときに事後計画に基づいた環境影響評価をするわけですよね。それが1つ目の事後で、もう1つの事後は、今、もっと時間が経ってしまったから、その3つのどれであるかを、明確にしてあげないと。さっきの説明だと、いろいろと混ざってしまいます。

(坂本会長)

何とかより後という書き方とか。事務局で、今、回答できなければそういう方向で考えるということをお願いします。

全般的事項で他に何かありますか。Webの委員で結構ですので、全般的事項について、個々ではなくて、全般として何かあればここでお願いします。

よろしければ、あと大気汚染と水質汚濁。大気汚染は小林（拓）先生に確認していただければいいが、他の方もお気づきの点があれば御意見いただいて結構です。水質汚濁は、私の意見と事務局ということで、私はこれで結構ですけど、他の委員、岩田委員もこんな感じでいいですか。

それでは、1、2、3と景観は終わったということで、次のくくりは、ビオトープという言葉が出てこないくくりになります。4番、5番、6番、7番の知事意見について、特に意見整理表の右側に名前が出ている委員の方を中心に、これでいいかどうか御確認ください。

(田中委員)

ちょっと戻って、1の全般的事項に、「大気汚染に関する項目～」とか「河川における浮遊物質について～」と書いてあるので、これは、全般ではないということですか。もし、全部にかかるような表現にしたのであれば、大気汚染に関する部分や河川に係る部分は除かないとわからなくなってしまうのではないかと。1番は、これから議論する4番以降も含めてということなら、そうすると、もう表題の「事業実施前の値を前提とした影響の程度の再説明」のみになってしまいます。

(坂本会長)

よろしいですか。それでは、4番は、小林（富）委員、田中委員の意見によるという書き方がしてありますけれど、いかがでしょうか。

(田中委員)

そもそもどこまでの範囲の話なののでしょうか。開発事業区域全域の話なのか、ビオトープの話なのか。

(坂本会長)

ビオトープは8、9、10番でビオトープという言葉が出てくるので。

(田中委員)

ビオトープではないということですね。これは全般ですね。

(坂本会長)

植物、生態系の話です。

(田中委員)

はい、わかりました。

(坂本会長)

小林(富)委員、4番はこの書き方で大丈夫ですか。それでは、後でまたこれについてご意見いただけたらと思います。

5番はオオタカに係るところで佐藤先生いかがですか。

(佐藤委員)

佐藤です。5番のオオタカと6番のミゾゴイですけども。これでよろしいかと思えます。

(坂本会長)

はい、わかりました。佐藤先生は、5番、6番はこれでよろしいかと思うとのことです。田中先生も気になりますか。

(田中委員)

5番、6番は結構です。

ちょっと言葉で、「成功基準」とあえて書いてあります。でも、さっきも話の中で言ったように、現状維持が成功基準でいいような気がするのですが、どうなのでしょう。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

もし、今回の事業者説明を踏まえて、あえて書かなくていいということであれば、除かせていただく方向で検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

(田中委員)

「新たな成功基準を設定し」とあるので、新たにとなると、何か違う成功基準がつけられるのか、と疑問に感じてしまいます。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

新たなというのは、「新しい定量的な基準を作ること」という意図で書かせていただいたのですが、事業者の説明もありましたが、今の成功基準を達成していればよろしいという意見ですか。

(田中委員)

今回の説明でわかったのが、現状維持を目標にされて、成功基準にされているということでやっていたので、100%達成に対して何%ある、でも、現状維持はちょっとできませんでした、というのはさっき聞きました。その目標でいいと思いますので、新たにつくらなくてもいいと思います。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

ありがとうございます。承知いたしました。

(坂本会長)

はい。事務局でおわかりのようですので、そうさせていただきます。

(田中委員)

あとすいません。6番にちょっと書いて欲しい。

補正評価書等で、すでに用いているHSIモデルを用いて、さっきの現状というか、5年ぐらい経ったときの状況を評価して欲しい、みたいな言い方になります。その中に、いろいろな個々の必要条件等、①、②、③みたいな話は、入ってくるといえば入ってきます。もし準備書、評価書、補正評価書段階でやってないモデルを新たに作りなさい、ということだとしたら、何か書いたほうがいいのかもしいないが、私がさっき言っているように、同じものを使えばいいと思います。これはお願いです。

せっかくここまで、評価をされているので、努力されているので、最

後のまとめのところも、そんな大変ことではないと思います。なので、ぜひやって欲しい。

(坂本会長)

田中委員の、資料2の表の右側に書いてある田中委員の文章を、HSIモデルのところは、そのまま入れてください。

(田中委員)

知事意見の素案は、むしろ僕が言ったことよりはすごく細かくて、評価する基準として、こういうことが抜けていたら問題だということがきつとあると思います。それがどこまで細かく言うのか。さっきも事業者がいた時に申し上げたとおり、結構、もうやってくれています。

(坂本会長)

やってくれていることは書けばいいのではないか。

(田中委員)

今、完了報告書なので、だから、そういうことをやる意味がよくわからない。

(坂本会長)

多分、事業者の方は、完了報告書に特化してモデルと作ったということではないので、そこをどうしますか。

(田中委員)

今回の知事意見は、完了報告書に関する意見です。それはもう公開もされないかもしれないです。

(坂本会長)

非公開部分については、公開しない。

(田中委員)

だから、どこまで知事意見として言う意味があるのですか。

(坂本会長)

知事意見に書いて、回答があったとしても、表に出せないのだから、

知事意見に書いても仕方がないのではないかとということでしょうか。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

最後に、「県に報告した上で公表してください」という形にしています。非公開事項に関しても、なるべく表に出るような形で、事業者と協議し、位置はもちろん出せないですが、なるべく情報が出せるような形の資料を県に報告してもらうような話を事業者にした上で、公表することになります。

(田中委員)

知事意見を作った後に、こういう会議があるのですか。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

審議会の会議自体は想定しておりません。県への報告という過程の中で、事業者に、一般の方にわかるような形で書類を作成してもらうことをイメージしています。

(坂本会長)

事務局の責任で、事業者に、これこれこういう公開しても構わない格好で、ホームページなり見解を書いてくるようにする。

(田中委員)

「手引きに書いてあるので、手引きの通りにやってください」というのが、いいのかもしれない。

(坂本会長)

文言についてはまた考えてください。

(田中委員)

最後に書いてあることについて、なぜ番号が入っていないのでしょうか。全般的事項に入れてもいいのではないのでしょうか。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

完了報告があった大月バイオマス発電事業の知事意見にて、同様な記載をしておりますので、それに合わせたような形にしております。

(坂本会長)

項目ではなくても大丈夫ですか。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

(環境保全の見地からの意見でないため、) 前回はそういう体裁にさせていただきましたので、同じような形を今は考えています。

(坂本会長)

項目名はないけれど、感じとしては全般的事項として対応をお願いするということかなと思います。

(小林(富)委員)

4番をお願いします。前半部分の一段落目はそれでいいと思います。「このことから、対象種の生態及び生育環境を踏まえ、移植後の生育」の後に「状況」と入れて、「移植後の生育状況」。そして、「が定常出している」は、どういう状況か判断できないので削除し、「移植後の生育状況」のあとに「、今後管理の必要性」と続け、その後の「は無いかなど」は削除し、「について追加で説明するとともに」、と続くように訂正していただければと思います。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

はい、わかりました。では、そのようにさせていただきます。

(田中委員)

6番について、多分、2つのことが書いてあって、前にやったHS Iモデルと同じような評価をしてくださいということと、①、②、③は追加的な話だと思います。

まず、第一段階で、既にもうあるHS Iモデルの項目だけでいいから、「事業による影響の程度等を定量的に説明」、と書いてあるけれど、事業実施後の影響の程度を定量的に説明して、というのが1つだと思います。

そのあとの項目の方は、準備書、評価書のときは、それはやってないということなのですよね。そうすると、前にやっている評価手法と同じような評価手法でやれば、ビフォー、アフターで比較できるということを私は申し上げておりますが、追加的な話になると、前にやっているものと違うから、ちょっとどうかな。

(坂本会長)

2つに分けて、HSIについてははっきり何をするか書いて、あとは別の項目として立てれば、はっきりと伝わりますか。

(田中委員)

はい。そうですね。

(坂本会長)

それでは、オオムラサキについて、北原委員お願いします。

(北原委員)

これで、大丈夫です。

(坂本会長)

はい、わかりました。ではいよいよここからビオトープという言葉が出てくる8、9、10。これについて、会場の皆さんから、それからネットの皆さん、表現・項目・内容等について、御意見をお願いします。湯本委員お願いします。

(湯本委員)

一番下の10番です。カエルがビオトープに来るときは繁殖期ですので、「カエル類については、報告書の結果のみでは、ビオトープで繁殖しているのか、確認できない。」ということで「周辺から移動してきているだけなのかが判断できない。」はいりません。

(坂本会長)

県のほうはわかりましたか。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

はい、わかりました。

(坂本会長)

最終的なものは、また、委員の皆さんに確認してください。

(小林(富)委員)

9番ですが、「ビオトープは、土砂で埋まったり河川の氾濫にさらされやすい場所に設置されている。」、ここまででいいと思います。「効果を維持するためには継続的な管理が必要」というところは、効果が維持できるとは限らないので削除し、「このことから、次の点に留意した、管理計画及び事後調査計画を策定し、」、だいたい策定してあるかと思いますが、継続して欲しいのはモニタリング評価だと思うので、そのあとは、「モニタリング評価を継続する中で、必要な、保全対策を、実施すること。」という文章にしたらどうかと思います。

もう1回言うと、「ビオトープは、土砂で埋まったり、河川の氾濫にさらされやすい場所に設置されている。このことから、次の点の留意した管理計画及び事後調査計画を策定し、モニタリング評価を継続する中で、必要な保全対策を実施すること。」と、上の方は修正して、①と②はそのまま、③は「植栽計画」ではなくて、「植生移行帯の形成」という言い方に変えたらどうかと思います。「目指すべき姿を実現するための植生移行帯の形成」。だから植栽すればいいのではなくて、それは自然の移行帯に順次なるような、そのあとは「最適な影響、将来の生物群集の復元など」は削除。③の目指すべき姿の像として、その下に、「上流、ミゾソバ群落（湿性草本群落）、下流、タチヤナギを主とするヤナギ群落」という2つを目指すべき姿として明示したらどうでしょうか。この①、②、③に留意した計画を策定して、そしてモニタリングを続ける中で、必要な保全対策してほしい。植栽計画によって、そういうふうに移行帯を目指す。だからクヌギ、コナラを植えるのではなく、順に、クヌギ、コナラの林になるとか、ヤナギだったりそういうものになるとか、移行帯になるように目指す。

その下は別の事柄になるので、ここについては、このままわかったというふうに考えました。

（坂本会長）

事務局はわかりますか。わからなかったら、もう1回確認してください。それと、8番の①に「指標種の詳細な選定理由」とありますけれど、その根拠となった意見の手前に、目標を明確にするとの意見もあったので、①の前に「目標を明確」みたいなこと書いたほうがいいのではないのでしょうか。

（田中委員）

これは、要するに植生を復元する、創出することだから、動物

の話なのか、両方なのか。動物類について考えるにあたり、植生は基盤ですから、当然、いろいろ入ってくる。でも、何かそこが、今、平行になっている気がするので、動物、植物ではなく、そういう生態系をという話だと、復元する、損失する、維持するみたいなことが一番重要なのです。

(坂本会長)

どういう生態系を作るかという目標があって、そのあとに種を設定するということですね。

(田中委員)

そうです。

(小林(富)委員)

9番で、1つ言い忘れました。ビオトープの一番トップの9番の見出しとして「ビオトープの管理計画の策定」と書いてあるのだけれど、ここに「策定・評価と改善」というふうに、評価と改善を、加えたらどうか。

(坂本会長)

その前に小林(富)委員が書いてくれたようなことは、策定だけではないからですね。それに合わせてタイトルは書いてくださいということです。他に8、9、10で、佐藤委員も大丈夫ですか。

(佐藤委員)

大丈夫です。

(坂本会長)

岩田委員、お願いします。

(岩田委員)

大丈夫です。

(坂本会長)

他にいかがですか。なければ、今後、欠席の委員、それから、今日、皆さんの意見を反映した修正案を確認していくというようなこともあ

りますので、そんなふうにさせていただきます。

では、質疑応答を終わらせていただきます。知事意見の素案につきましては、本日の時点では、大枠として御了解いただけただけということにさせていただきます。この件につきましては、集まって審議するのは今回が最後になります。それと、今後については会長に御一任に願いたいと思います。

それでは、本件につきましては以上です。本日の議題について、追加の意見がありましたら、1週間後の3月13日木曜日までにお願います。欠席委員については、事務局から連絡します。また、今日いただいた意見の修正については、意見をいただいた委員にも、確認のためにご連絡をされるかと思えます。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了といたします。御協力どうもありがとうございました。

(司会 大気水質保全課 樋川課長補佐)

委員の皆様には貴重なご意見を賜るとともに、議事進行にご協力をいただきありがとうございました。また、坂本会長には議事の円滑な推進、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。

それでは次第に戻りまして、「3 その他」について事務局お願いします。

3 その他

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

事務局より、今後について御説明させていただきます。本日の審議会について、まずは事務局にて議事録を作成し、皆様にメールにてお送りいたしますので、議事録が届きましたら、御自身の発言について誤りがないか御確認いただけますよう、よろしく願いいたします。また、追加の御意見等がございましたら、1週間程度を目途に、事務局宛にメールにてお送りいただけますようお願いいたします。知事意見検討の際に併せて考慮いたします。

あと、別件になりますけれども、リニア中央新幹線について御報告があります。すでに新聞等で報道されておりますけれども、リニア中央新幹線の橋梁工事におきまして、発生した掘削土について、土壌汚染を防止するための環境保全措置として、掘削土は浸透防止シート及び鋼板の

上で管理することとされておりましたが、2月に、笛吹市境川町の工事現場にて、この保全措置が行われておらず、原地盤に直接仮置きしていたとの報告がありました。これを踏まえて、県では、近隣河川と、掘削土を仮置きしていた原地盤の土壌の調査を行いまして、河川については、問題がないことをすでに分析結果で確認できておりまして、土壌については、現在、調査結果が出るのを待っているところでございます。また、JR東海に対しては、現在、原因及び改善策の報告を求めておりますので、報告が公表できる段階になりましたら、委員の皆様にも情報共有をさせていただくとともに、このことについては、令和6年度分の年次報告書にも記載するように指導して参ります。

なお、本日の審議をもちまして、手続中の案件につきましては、すべて知事意見の素案の審議が終わりましたので、本年度の審議会は、今回が最後となります。本年度は、リニア中央新幹線の現地視察に加え、10回という非常に多くの審議会となり、委員の皆様の御協力に厚くお願い申し上げます。来年度につきましても、複数の案件が予定されているところですが、まだ手続きが始まっている案件はありませんので、新たな手続きが開始されましたら、改めて、皆様の御都合も御確認させていただく中で、委員会を開催していきたいと考えておりますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。事務局からは、以上です。

(田中委員)

ちょっといいですか。今の、リニア残土置き場で、事業者が、1番から番号を付けて残土置き場の情報を開示していて、それで私が話したのは、それぞれが一体どういうものですかということ。そういうような、後々、いろいろな、有害物質が漏れているとか、何か問題が出たとき、そういうところにちゃんと情報がアップされているのか。今のところ、写真しか載っていない。だから、そこが何かどうにかならないものか。

その中の1つなのですが、そういうこともあるから。モニターできない、フォローできない。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

先日、田中委員にはメールで御回答させていただきましたが、現在、JR東海の中で、知事意見への対応について検討しており、検討結果が県に報告された後にホームページの改正等が行われますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。ちなみに、今回の現場につきましては、公表されている仮置き場ではなくて、工事現場の方で仮置きをし

ているものになります。

(田中委員)

工事現場の中で仮置きしているということですか。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

そうです。

(田中委員)

それは仮置き場ではないのでしょうか。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

ホームページに載っている仮置き場ではありません。

(田中委員)

そういう小さな規模であれば、他にもまだいっぱいあるのですか。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

各工事現場内で、搬出するまでの間仮置きしています。

(田中委員)

そういう話を聞くと、今日の、アセスのこの審議、規模があまりにも違って、今日のアセスの対象のところに私たちはいろいろなコメントをしているが、その100倍ぐらいの開発事業に対して、ほとんど、一過性でスルーしてしまっているというのは、本当に、大丈夫なのでしょうか。ありがとうございます。

(司会 大気水質保全課 樋川課長補佐)

その他の委員の皆様から、何かございますでしょうか。

ないようですので、それではこれもちまして本日の山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。長時間ご審議ありがとうございました。

<了>